

（ 案 ）

第 2 次

徳島県環境基本計画

とくしまの環境のための

Next One

次の一手

次の一歩

平成 25 年 月

徳 島 県

[第 2 次 徳島県環境基本計画 目次]

第 1 章 計画の基本的事項

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 計画策定の背景 | 03 |
| 2 | 計画の位置づけ | 04 |
| 3 | 計画の期間 | 04 |
| 4 | 計画の構成 | 05 |

第 2 章 計画の基本目標

| | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 目指すべき環境の将来像 | 09 |
| 2 | 計画の基本コンセプト | 11 |
| 3 | 「5年間の取組」目標 | 13 |
| 4 | 取組展開の体系 | 16 |

第 3 章 主要取組の展開

| | | |
|---------|-------------------|----|
| 【第 1 節】 | スマート社会とくしま | 19 |
| 1-1 | 地球温暖化の防止 | 19 |
| 1-2 | 環境と経済の両立に向けた取組 | 22 |
| 1-3 | オゾン層の保護 | 24 |
| 1-4 | 酸性雨対策の推進 | 26 |
| 【第 2 節】 | 自然エネルギー革命 | 27 |
| 2-1 | 自然エネルギー導入の推進 | 27 |
| 2-2 | 自然エネルギー関連産業の創出と振興 | 29 |
| 【第 3 節】 | 好循環社会とくしま | 31 |
| 3-1 | 大気環境の保全 | 31 |
| 3-2 | 水資源の保全 | 33 |
| 3-3 | 土壌環境・地盤環境の保全 | 37 |
| 3-4 | 騒音・振動・悪臭等の防止 | 39 |
| 3-5 | 化学物質による環境汚染の防止 | 41 |
| 3-6 | 資源の循環利用と廃棄物の適正処理 | 42 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 【第4節】癒しの郷とくしま | 47 |
| 4-1 多様な自然環境の保全とふれあいの創造 | 47 |
| 4-2 癒しの郷とくしまの創造 | 50 |
| 【第5節】ecoで防災・減災 | 53 |
| 5-1 自然エネルギーを活用した防災・減災対策の推進 | 53 |
| 5-2 環境モニタリング体制の整備による環境被害対策の推進 | 54 |
| 5-3 災害廃棄物対策の推進 | 55 |
| 【第6節】環境リーダーとくしま | 57 |
| 6-1 関西広域連合などの広域的な環境保全対策 | 57 |
| 6-2 開発における環境配慮の実施 | 59 |
| 6-3 規制的・経済的手法の活用 | 60 |
| 6-4 環境情報の提供と基盤整備 | 61 |
| 6-5 調査・研究体制の充実 | 62 |
| 【第7節】みんなでつくる環境首都 | 65 |
| 7-1 環境教育・環境学習の充実 | 65 |
| 7-2 自主的な環境保全行動の促進 | 67 |
| 7-3 新たな仕組みづくりによる参加と協働の推進 | 69 |

第4章 計画の推進と点検・評価

| | |
|-------------|----|
| 1 計画推進の基本方針 | 73 |
| 2 各主体の役割 | 74 |
| 3 計画の点検・評価 | 75 |
| 4 計画の進行管理体制 | 76 |

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の背景

- 徳島県では、広く県民総意の下に、あらゆる立場の人々の主体的な参画を図り、環境施策をより実効性のあるものとし、環境課題に適切に対処していくため、本県の環境政策の基本理念や行政、事業者、県民の責務、推進すべき県の基本的な環境施策を明らかにした徳島県環境基本条例(以下、「条例」という。)を平成11年3月に制定・施行しました。
- この条例第10条では「知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(環境基本計画)を定める」と規定しています。
- 平成16年3月には、条例の基本理念を踏まえ、本県の環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を明らかにした徳島県環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- これまでの間、「徳島県生活環境保全条例」や地球温暖化対策を制度化した条例としては中四国初となる「徳島県地球温暖化対策推進条例」の制定、県民と民間団体、事業者、行政が協力して学び、行動するための「とくしま環境学びプラン」の策定、「環境活動の実践」「環境学習・教育のサポート」「地球温暖化防止活動の推進」の3つの機能を持つ「環境首都とくしま創造センター(愛称:エコみらいとくしま)」の設置など一定の成果があった一方で、「地球温暖化」「生物多様性の損失」「越境大気汚染」など、世界的規模で環境問題が深刻化しています。
- また、引き続き「温室効果ガスの削減」「廃棄物のさらなる発生抑制」「大気・水質など生活環境の保全」「生物多様性の保全・回復」など、快適で安全・安心な環境を維持するために、息の長い取組を進めていく必要があります。
- こうした中、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、多大な人的被害、物的被害をもたらし、我が国経済の停滞を引き起こしたのみならず、環境面においても数多くの教訓を残しました。
- 震災に伴う福島第1原子力発電所の事故は、放射性物質の一般環境への放出による住民避難など社会経済へ重大な影響を及ぼすとともに、全国的な「電力需給のひっ迫」を引き起こし、電力の安定供給、電力コスト、地球温暖化への影響などの課題をもたらしました。
- また、地震動や津波による建築物等の倒壊に伴い膨大な量の災害廃棄物が発生し、被災地の復興に向け、その迅速かつ適正な処理が大きな課題となっているほか、放射能によって汚染された廃棄物処理や土壌等の除染などが喫緊の課題となっています。
- こうした、環境を取り巻く新しい課題に適切に対応し、また震災から得られた教訓を活かし、さらには、国際社会の動きも見定めつつ、将来における環境の保全・創造に向けて、今、私たちがなすべき方向性と施策について、新たな徳島県環境基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

○徳島県環境基本条例第10条に定める、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、

①環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱

②環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めます。

3 計画の期間

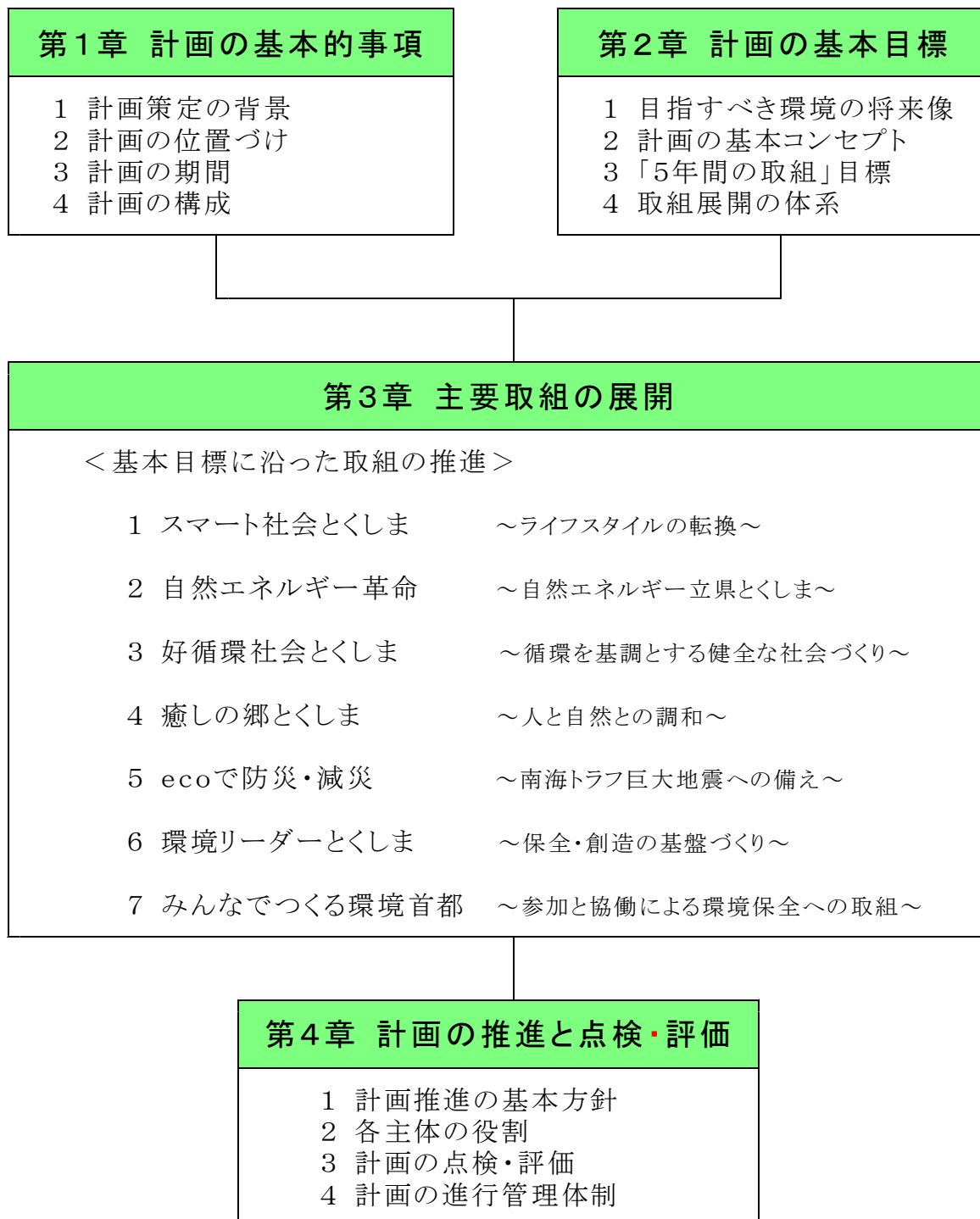
○本計画の期間は、「いけるよ！徳島・行動計画(長期ビジョン編)」で将来像を示している2025年頃の徳島を展望しつつ、

平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの

5年間とします。

4 計画の構成

○本計画は本編4章より構成されます。



第2章

計画の基本目標

1 目指すべき環境の将来像

<徳島の目指すべき環境の将来像>

豊かな環境を“郷土の宝”として継承するとともに新たな価値を創造

- 「我慢する省エネ」から、高品質・長寿命の製品の利用や家計や事業活動にもやさしい「賢い省エネ」の取組にシフトし、快適さと環境が両立したライフスタイルが広がっています。
- 太陽光発電や小水力発電など自然エネルギーを最大限に利用することで、家庭や事業所から排出されるCO₂は半減されているほか、農林水産業などの分野での自然エネルギーの利用が広がっています。
- 洋上風力や潮流発電など、太陽光発電に続く、本県の地域特性を踏まえた自然エネルギーについて、民間電力事業者と連携した実証実験など、新たな取組が進んでいます。
- 木材から低コストでエタノールを製造する技術が確立し、また、オイル産生藻類の培養に係る研究など、徳島はバイオマス利用の最先端地域になっています。
- すべての学校が「新 学校版環境ISO」に取り組み、小さな頃から環境問題への理解力と実践力をしっかりと養成しています。また、長年環境活動に取り組む団体や事業所、環境知識を有する人材が社会的に評価され、活動のネットワークが広がっています。その結果、地球環境や資源の有効性が認識され、人々が豊かさを実感しつつ、環境に配慮したライフスタイルや社会経済システムに転換され、環境への負荷が最小限に抑えられています。
- 家庭生活では、快適さと環境が両立したライフスタイルが広まり、高品質・長寿命など製品の省エネ性能やライフサイクルコスト(LCC)を評価した選択による利用がされるとともに、人々の意識がモノを買うという感覚から機能を買うというものに変化しているため、レンタル、リース、リユース市場が成り立っています。
- 下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の普及により、清潔で快適な生活環境が確保され、工場・事業所での排水対策も徹底されています。
- 街や周辺地域では、自然や歴史・文化に根ざした景観整備が行われ、個性的で魅力的な地域が形成され、全国から訪れる方が増えています。また、市街地では緑豊かな美しい都市環境の中で快適な都市生活が実現し、「住みやすい街」としての価値が高まっています。
- おいしい空気や清澄な水が人気を呼び、安全・安心な環境が、観光資源や企業誘致の目玉になっています。
- 天然ブナ林、数多くの清流、多様な生物を育む干潟、サンゴの見られる海洋など、全国に誇れる豊かな自然環境は、将来世代へと大切に引き継がれています。

- 整備が進んだ森林では、スギ・ヒノキのもとに草花が繁茂し、多種多様な生物が生息しています。後世に残すべき貴重な自然林は大切に守られ、ツキノワグマなど希少動物の生息エリアが拡大しています。
一方で、ニホンジカやイノシシ等の個体数が適正に管理され、農業被害等が減少しています。
- 放置里山林は手入れされ、水源涵養や二酸化炭素の吸収など多面的な機能の発揮や、森林浴など癒しのエリアとして都市住民が積極的に活用しています。

2 計画の基本コンセプト

本計画では、「目指すべき環境の将来像」の実現に向けた今後5年間の取組の基本コンセプトとして、

「徳島からの環境イノベーション」

を掲げ、取組の重点的推進を図る上で、次の4つの方針を設定します。

1. 「保全」と「イノベーション」

守り伝えるべきものはしっかりと「保全」し、新たな環境創造を図るために変えていくべきものは大胆に「変革」

- ・「吉野川」や「剣山」に代表される美しい自然環境や豊かな生態系、身近な大気・水環境、さらには伝統文化など、後世に「守り伝えていくべきもの」は、しっかりと守り育てます。
- ・自然エネルギーの導入と基幹産業等への活用、省エネ社会の構築に向けたライフスタイルの転換など、地球環境や地域環境保全のために「変えていくべきもの」は、先導的に変革を進めていきます。

2. 「環境バリア（障壁）」の解消

各主体が環境保全・創造の取組を進める上で、「障壁」となっている規制や社会通念をブレイクスルー

- ・県民や事業者、地方公共団体等が、環境保全・創造の取組を進める上で、「障壁」となっている各種規制や社会通念などの課題を取り扱います。
例えば、「エネルギーは無限にある」と考えがちであった社会意識を、「エネルギーの見える化」を進めることで意識改革を図ることや、各製品のライフサイクルコストを意識することによる省エネ製品の購入促進を図ります。
- ・「自然エネルギー協議会」や「関西広域連合」等と連携して国に対する規制改革等を求めていくなど、徳島発の積極的な政策提言を行います。

3. 「とくしまの環境」のブランド化

全国に誇れる環境資源を「徳島固有の財産」として、県内はもとより全国に積極的にアピール

- ・「吉野川」や「剣山」など、徳島の豊かな自然資源をはじめ、農村舞台や石積みなどの伝統文化など、徳島県が持つ「環境」「居心地の良さ」を全国に発信・PRします。
- ・「吉野川が育んだ〇〇」「阿波文化が育てた〇〇」「徳島の技術が生んだ〇〇」など、地域の自然や文化が育てた物産や製品を掘り起こし、全国に発信する方策を検討します。

4. 「環境人材」の育成と活用

子どもの頃からの体系的な環境教育・学習とともに、「環境人材」が社会から一層評価される仕組みづくり

- ・各分野で活躍する環境関連団体や環境人材による多様な活動を支援するとともに、幼少期からの総合的な人材育成を図ります。
- ・環境関係団体や事業者、学識経験者などの人材や団体の活用や連携を図るとともに、LEDや蓄電池などの産業集積を活かし、本県の有する「環境力」をさらに高めます。
- ・長年環境活動に取り組んだり、環境に関する知識を有する個人や団体、事業者が社会から一層評価される仕組みづくりを進めます。

※ 総合的な進捗管理

基本計画の戦略的かつ着実な推進を図るため、各分野計画で設定した数値目標等を一括して進捗管理

- ・基本計画並びに各分野計画で設定した「数値目標」等をとりまとめ、総合的に進捗管理を行います。
- ・国の各種計画や環境を取り巻く状況変化に応じ、弾力的に目標や施策の見直しを図ります。

3 「5年間の取組」目標

本計画の「基本コンセプト」に基づき、6つの分野で今後5年間に取り組む「目標」を次のとおり設定します。

目標－1 ライフスタイルの転換による「スマート社会とくしま」を構築

- 「エネルギーの見える化」「LEDなど省エネ機器の普及」「家庭や事業所への自然エネルギーの導入」など、ライフスタイル自体を省エネ型に転換
- 徳島夏・冬のエコスタイルの浸透による節電・省エネの促進

1. とくしま環境県民会議の充実強化による「スマート社会徳島づくり」の社会実験等の実施
2. 我慢の省エネからもう一步踏み込んだ攻めの省エネによる「徳島夏・冬のエコスタイル」の展開
3. 家庭や事業所におけるエネルギー消費の「見える化」の推進などによる「賢い省エネ」の促進
4. 都市機能の集約等による「歩いて暮らせるまち」の実現や公共交通機関や自転車等を活用した交通システムの構築、次世代自動車の普及など、低炭素型の都市・地域づくり
5. 古来から引き継がれた「自然、歴史、伝統、文化、環境」を実感しつつ、ゆとりをもって人生を楽しむ「スローライフ」の考え方を定着
6. 豪雨や猛暑など温暖化の進行に伴う影響への適応

目標－2 あらゆる場面での「自然エネルギー」の導入と活用を促進

- メガソーラー並びに家庭や事業所等への太陽光発電のさらなる導入推進と、自然エネルギーの農林水産業や防災まちづくり等への活用促進
- 潮流発電や洋上風力など、太陽光に続く、「自然エネルギー」の積極的な導入促進

1. 潮流や洋上風力など、豊富な海洋自然エネルギーを活用した「自然エネルギーの導入」を促進するための産学民官の連携強化
2. 自然エネルギーを活用した農林水産業の振興
3. 本県の「ものづくり」技術を活かした環境関連産業の創出
4. 開発・生産・ブランド販売等の推進による「LED関連産業の集積」
5. 自然エネルギー協議会と連携した、規制改革や先導的取組に係る積極的な政策提言等の実施

目標－3

「循環を基調とする健全な社会」を構築

- 越境汚染を含む大気や水、土壌等の汚染防止体制の整備
- 資源の循環的利用と廃棄物の適正処理の促進

1. 越境汚染を含めた大気環境汚染など、環境監視体制の充実強化
2. 環境基準項目の追加等を見据えた、調査・分析体制の確立と精度管理などによる安全安心な生活環境の保全
3. 「リサイクル認定制度」の周知によるリサイクル製品及び3Rモデル事業所の認定を促進
4. 県民との協働による「エコサポート事業」など、不法投棄の発生抑制
5. 経済の健全な発展に不可欠な「リサイクル産業」「廃棄物処理業」の適正な指導と育成

目標－4

「多様な自然環境」とのふれあいの創造

- 生物多様性に関する理解を深めるとともに、自然環境や生態系の保全・回復を促進
- 国立公園や国定公園をはじめとする自然公園の荒廃を防ぐとともに、適切な利用促進を図ることによる人と自然との調和

1. 自然公園の利用拡大に向けた公園施設等の整備充実
2. 県民との協働による「外来生物の駆除」対策の強化
3. 科学的知見に基づく個体数管理など、総合的な鳥獣被害の防止
4. 生物多様性保全・創造の核となる「生物多様性センター（仮称）」の創設とリーダー育成
5. 農山村の環境改善や森林吸収源対策の加速、生態系の保全に資する里地・里山の再整備、さらにはエコツーリズムの普及などによる「癒しの郷とくしま」の創造

目標－5

「南海トラフ巨大地震を迎え撃つ」環境対策を強化

- 防災拠点施設や避難所等への自然エネルギー発電設備や蓄電池等の整備によるエネルギーの地産地消を促進
- 災害廃棄物等の処理や大気・水質検査など、災害時における環境面での対応体制の確立

1. 防災拠点施設や避難所等への太陽光パネルや蓄電池など、自然エネルギー関連設備の計画的な整備

2. 電気自動車やプラグインハイブリッド車など次世代自動車の普及による災害時の応援態勢の強化
3. 有害物質の漏洩飛散対策などの体制強化を図るための事業者・関係機関等との情報共有
4. 災害規模・地域特性等に応じた環境モニタリング体制の整備
5. 南海トラフ巨大地震に係る被害想定を踏まえた県及び市町村の災害廃棄物処理計画の見直し

目標－6 「人が主役」の環境保全・創造

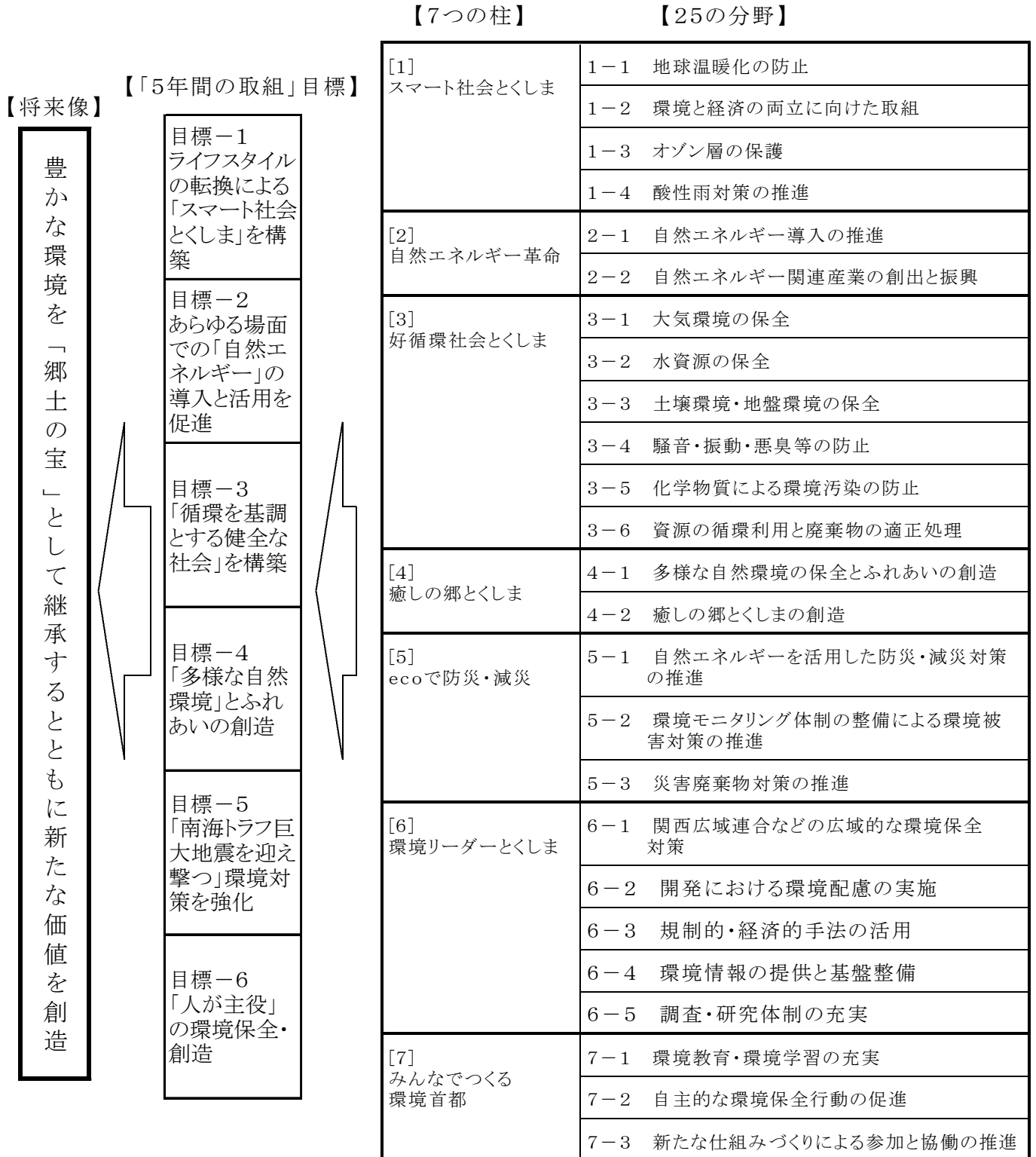
- 県民、環境関連団体、学識経験者、行政等が連携し、情報や課題、立場の違いを共有しながら、それぞれが責任ある行動をとっていきけるしくみづくり

1. とくしま環境県民会議の充実強化をはじめ協働による環境保全・創造の取組促進
2. 事業者や環境活動実践者による環境分野からの本県の将来像と取組について話し合う「とくしまのかたち創造会議（仮称）」の設置
3. 環境教育・学習の総合的・体系的な取組と環境人材が一層評価される社会システムづくり
4. 徳島県の優れた自然、地域特性や伝統文化が育んだ優れた環境の「良さ」を発掘し、全国に発信
5. 県民目線から見て解りやすい、各計画目標の「一元的な進捗管理」

4 取組展開の体系

取組の展開にあたっては、「5年間の取組」目標を踏まえ、7つの取組の柱を設け、次の体系に沿って展開していきます。

(取組展開の体系)



【基本コンセプト】 「徳島からの環境イノベーション」

| | | | | |
|-------------------|-------------------|--------------------|-----------------|-----------|
| 1. 「保全」と「イノベーション」 | 2. 「環境バリア(障壁)」の解消 | 3. 「とくしまの環境」のブランド化 | 4. 「環境人材」の育成と活用 | ※総合的な進捗管理 |
|-------------------|-------------------|--------------------|-----------------|-----------|

第3章

主要取組の展開

スマート社会 とくしま

～ライフスタイルの転換～

私たちは、地域の環境が地球環境にも深く関わるとともに、一人ひとりの行動が地球環境に負荷を与えていることを十分に理解し、人類の生存基盤である地球環境の保全に向けた取組を自主的・積極的に進めていく必要があります。

最も重要な課題の一つである地球温暖化問題の解決に向けた省エネルギーの推進を図る上で、これまでの「我慢する省エネ」から発想を転換し、「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」による「攻めの省エネ」に取り組みとともに、環境負荷の少ないまちづくりや社会制度創設の観点などの「スマート社会の構築」により「私たちのライフスタイル自身を低炭素型の仕組み」に変革していく必要があります。

1-1 地球温暖化の防止

(1) 現状と課題

- 本県の2010年の温室効果ガス排出量は基準年(1990年)比▲5.9%減(森林吸収加算後は▲16.8%)ですが、自動車交通への依存や日常生活での利便性の追求などにより、運輸及び民生部門における排出量が増加しています。
- これまで、温室効果ガス排出の抑制された低炭素社会の実現を効果的に推進するため、県民・事業者・行政等の全ての主体が共通の認識のもと、県を挙げて総合的かつ計画的に取組を進めてきました。

- このような状況の中で、県民生活や事業活動に必要なエネルギーを確保しつつ、地球環境の保全を図るためには、これまでの県民運動としての省エネルギーの取組みから、さらにもう一步踏み込み、「スマート社会の構築」や「自然エネルギーの導入と活用の推進」などにより「私たちのライフスタイル自身を低炭素型の仕組み」に変革していく必要があります。
- 加えて、京都議定書第2約束期間以降の動向や国内法制度の見直し等に対応した総合的な地球温暖化対策の検討が求められます。

(2) 取組展開

1-1-1 「スマート社会とくしま」の構築

① スマートコミュニティの推進

- 徳島県地球温暖化対策推進条例に基づき、県民ぐるみで低炭素社会の実現を目指すため、2020年までに本県の温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減することを目標に掲げる「徳島県地球温暖化対策推進計画」により、本県の自然的・社会的特色を活かした地球温暖化対策を総合的、計画的に推進します。

重点取組 スマートコミュニティの推進や自然エネルギーの導入促進など、新たな環境課題を踏まえ、「とくしま環境県民会議」の組織を充実強化し、産学民官の知見の集約と協働による地球温暖化対策の先導的な社会実験や新たな制度づくりに積極的に取り組みます。

- 省エネ・創エネ・蓄エネの視点を取り入れたエコハウスに係る情報提供を図るなど、普及に向けて積極的に取り組みます。

重点取組 電気自動車やプラグインハイブリッド車など環境にやさしい自動車の導入やインフラである充電設備等の普及を促進します。

- 家庭や事業所、街灯などのあらゆる照明のLED化を図ります。

② 「省エネ型社会へのライフスタイル転換」に向けた行動変革

重点取組 「我慢の省エネ」からもう一步踏み込み、「創エネ」、「蓄エネ」の視点を加えた「攻めの省エネ」による「徳島夏・冬のエコスタイル」を展開し、県民生活のエコ化を推進します。

- 夏季における勤務時間のシフトやエネルギーピークを緩和する徳島モデルの「サマータイム」の拡大を図ります。
- 家庭に対する「うちエコ診断」や事業者への「省エネ診断」を進め、温室効果ガス削減量の「見える化」を図り、具体的な省エネ行動を促します。
- エコポイント制度など、経済的インセンティブを活用した省エネ機器の導

入を推進します。

- 買い物行動の省資源化を図るため、「マイバッグ運動」を推進するとともに、レジ袋の有料化等に向けた検討を進めます。
- 本県で先導的に実施した「家族でおでかけ・節電キャンペーン」をはじめ、クールシェア、ウォームシェアを普及することにより、エネルギー使用のピークカット対策を推進します。
- 徒歩・自転車・公共交通機関への転換など行動変容によるモーダルシフトの推進に向け、各種の取組を展開します。

③ 各分野別の取組

- 産業部門における、事業活動に伴うエネルギー消費効率を高める省エネ設備や自然エネルギーの導入などの省エネルギーのための投資を促進します。

重点取組 家庭部門やオフィス部門におけるエネルギー消費の「見える化」を推進し、家庭用機器の効果的・効率的使用や、環境に配慮した省エネ機器の選択、さらには自然エネルギーの利用など、「エネルギーの賢い使用」を促進します。

- 運輸部門において、エコカーや次世代エコカーの普及促進をはじめ、交通流の円滑化や信号灯器や道路照明等のLED化を計画的に進めるとともに、エコドライブの推進など、ハード・ソフト両面から総合的に取り組みます。
- 廃棄物部門において、分別の徹底やグリーン購入などによる再資源化の促進、生産工程の見直しやレジ袋ゼロ運動などによる発生抑制等、廃棄物の3Rを更に推進します。

④ コンパクトシティ・グリーンシティの構築

- 本県に豊富に存在する太陽光やバイオマスなどの自然エネルギーの地産地消を進めるなど、普及拡大に取り組むとともに、新たな産業の創出や地域の再生へと繋がります。

重点取組 都市機能の集約等による「歩いて暮らせるまち」の実現、公共交通機関や自転車等を重視した交通システムの構築、豊かな自然や未利用エネルギーの活用など、地域の特性を活かした環境への負荷の小さい低炭素型の都市・地域づくりに取り組みます。

- 都市公園施設のLED照明を計画的に整備し、温室効果ガスの排出削減を推進します。

⑤ 地球温暖化対策の総合的な推進

- 間伐や植林などによる健全な森林の育成・管理、企業や県民など多様な主体と協働した森づくりの推進、さらには、県産材の利用促進に取り組みます。
- 2013年4月から発足した「J-クレジット制度」に基づき、排出削減系、森林

吸収系の双方の分野におけるカーボン・オフセットの普及を図ります。

また、県独自の「とくしま協働の森づくり事業」についても、推進していきます。

- 子どもから高齢者までのあらゆる方が、実践的な活動を促す学習機会の充実を図るほか、産学民官が連携・協働して、地球温暖化防止活動の実践、各種クレジット制度の活用などに取り組みます。

重点取組 豪雨や大型台風などへの防災対策のほか、猛暑や暖冬などに対する農産物の生産や家畜の飼育など農林水産分野での対策、熱中症や感染症など健康分野での対策、生物多様性の保全など自然生態系分野での対策などについて、調査・研究、実践へと取組を進めます。

- 地球温暖化対策推進法に基づく市町村等の地球温暖化対策実行計画の策定や計画に基づく取組を促進します。
- 徳島県地球温暖化対策推進条例に基づく一定規模以上の温室効果ガス排出事業所での地球温暖化対策計画書の提出等の徹底を図ります。

1-2 環境と経済の両立に向けた取組

(1) 現状と課題

- 2009年のリーマンショック以降、既存の産業が衰退していく中、世界各国が新産業の創出政策の一環として環境関連技術の開発や産業創出を図る「グリーンニューディール」政策を競って推進しています。
- 日本では、2009年の新成長戦略で環境関連市場を70兆円から120兆円に拡大し、1,200万人の雇用を創出する「グリーンイノベーション」の方針を打ち出し、以降、環境関連投資を行っています。
- 徳島県には、「21世紀の光源・LED」の生産で世界シェアの約30%を占めるLEDメーカーやリチウムイオン蓄電池では世界最大級の製造拠点が立地しており、こうした地域特性やポテンシャルを活用し、「LEDバレイ構想」の推進や「次世代エネルギー活用促進研究会」での応用製品開発など環境配慮型産業の創出を積極的に進めています。
- 今後、環境配慮型産業は、グリーンイノベーションを通じたエネルギー制約の解決や新たな産業創出の潜在需要を掘り起こす課題解決型の成長産業として期待が高まっており、環境と経済の両立や地域産業の活性化・再生のため、その取組を加速化していくことが求められています。
- 化学肥料や化学農薬の使用を低減する、環境に優しい農業生産に取り組むエコファーマーの認定者数は、H23年度末で1,626人と本県耕種農家の1割程度ですが、更新時には新たな技術に取り組む必要があることや、農業者の

高齢化などもあり、ここ数年は伸び悩んでいます。

- エコファーマーが生産する農産物や有機農産物などは、安全・安心な農産物として消費者の関心は高いものの、安定した生産・流通体制を整備していく必要があります。
- エコファーマー等への技術支援や、農産物の流通・消費を促進するなど、環境に優しい農業に取り組むメリットの創出や生産活動を支える体制を整備する必要があります。

(2) 取組展開

1-2-1 環境保全と経済発展・雇用創出の取組の総合的かつ一体的な推進

- ① 地域におけるエネルギー法人やコンソーシアムの設置・運営支援
 - (一社)地職住推進機構(上勝町)や那賀町ウッドケミカル産業創造研究会等、エネルギー利活用を目的にした法人やコンソーシアムの運営や新規設置に関する支援を進めます。

- ② グリーンイノベーションの「芽」の創出

重点取組 高等教育機関における産学官連携組織や地域支援組織と連携し、創・省・蓄エネ機器の開発や大気・水処理技術、自然再生など、グリーンイノベーションの「芽」を見つけ、育てる取組を推進します。

1-2-2 環境関連産業の創出・振興の推進

- ① 「環境配慮型産業」の創出
 - 「とくしま地域産学官共同研究拠点」を活用し、産学官で技術開発を進めるとともに、中小企業の新製品・新技術開発などを加速するため、「とくしま経済飛躍ファンド」による支援や、国等の競争的研究開発資金の確保に努め、本県中小企業の「ものづくり」技術を活かした環境配慮型産業の創出を図ります。

1-2-3 環境と調和した持続可能な農業の推進

- ① 環境負荷の少ない農業生産活動の推進
 - 環境への負荷の少ない農業生産を進める有機農産物の生産者やエコファーマー等を育成・支援し、農業生産における化学農薬や化学肥料の使

用量の低減を促進します。

- 農村地域の環境保全や資源の有効利用を図るため、使用済み農業資材の適正処理や排出量の抑制に努めます。
- 農業生産者を対象に、土づくりの意識啓発、土づくりに関する資料の配付を行うとともに、土壌機能モニタリング調査、たい肥等の適正使用を推進します。

② 農業生産活動における資源の循環利用等の推進

- 家畜排せつ物など地域の有機質資源の利用を促進するため、生産たい肥の品質改善や広域流通体制の確立等を推進します。
- 地域内で排出された農産加工品の残滓をたい肥化し、地域の農地に還元するなど、地域内での資源循環を促進します。
- 「木くず」などの未利用木質資源を活用し、「木質ペレット」の普及を図るための実証実験などにより、木質バイオマスを活かした環境に優しい農業の推進を目指します。
- 鶏糞等の「畜産バイオマス」を活用し、「鶏糞ボイラー」により発生した温水を「鶏舎の保温」に活用するなど、「バイオマス資源の地域循環システム」の構築を目指します。

③ 環境と調和した農業生産活動を支えるしくみづくり

- 未利用有機資源を有効活用する技術や、安全・安心な農産物の生産技術等、環境保全型農業技術の開発を推進します。
- 県内で産出される農林水産物に対するカーボン・フットプリントを実施し、製品の「見える化」を図ります。
- 農林水産物の製品化に伴って発生したCO2排出量の一部をカーボン・オフセットすることで、製品の高い信頼性の確保やハイブランド化を目指します。

1-3 オゾン層の保護

(1) 現状と課題

- 大気中のオゾン層は、有害な紫外線から地球の生態系を守る重要な役割を担っていますが、フロン等のオゾン層破壊物質によるオゾン層の破壊やオゾンホール拡大が問題となっています。
- 我が国では、国際的なオゾン層破壊物質の生産規制等を定めたモントリオール

ル議定書に基づき、オゾン層保護法によるフロン等の生産規制、フロン回収破壊法に基づく使用済み冷媒フロンの回収等の義務化など、オゾン層保護に向けた対策を強化してきました。

- 地球全体のオゾン量は、1980年代から1990年代前半にかけ大きく減少しました。その後、減少傾向が緩やかとなり、わずかな増加傾向も見られますが、現在も少ない状態が続いており、1970年に比べると2011年のオゾン量は地球全体で平均約2.1%少なくなっています。
- 世界のオゾン全量は1980年代から1990年代半ばで大きく減少し、現在も非常に少ない状況のまま推移しています。
- 一方、国内では代替フロンへの転換が進展しています。
- フロン・代替フロンの双方とも地球温暖化係数が極めて高く(CO₂の124～14,800倍)、地球温暖化対策の観点からも、冷媒の適切な管理、回収、破壊が重要です。

(2) 取組展開

1-3-1 オゾン層破壊物質の回収・適正処理の推進

- ① 特定フロン等の回収・適正処理の促進
 - フロン回収破壊法や家電リサイクル法等の施行を徹底し、特定フロンの回収・適正処理を促進します。
 - 県民、事業者に対して特定フロン等の回収・処理に関する普及啓発を推進します。
- ② ノンフロン製品の購入促進
 - オゾン層保護だけでなく、地球温暖化防止にも寄与するノンフロン製品に関する情報を提供し、その使用拡大を促進します。
- ③ 徳島県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書の提出
 - 条例に基づく届出対象事業所に対し、フロンやハロン等は、その大気中への放出が地球温暖化とオゾン層破壊の双方から危害を及ぼすことについて、情報提供を実施します。

1-4 酸性雨対策の推進

(1) 現状と課題

- 環境省の実施している酸性雨長期モニタリングにおいて、降水pHの5年間の地点別平均値はpH4.51(伊自良湖)～pH4.95(小笠原)の範囲(全平均値はpH4.68)にあり、依然として酸性雨が観測されている。県内の観測地点でもpH4.6～4.7と全国と同レベルの酸性雨が観測されています。
 - 酸性雨長期モニタリングにおいて、晩秋から春季にかけての降水による酸性成分沈着量に対する越境大気汚染の影響が示唆されており、県内の観測地点でも同様の傾向にあります。
-

(2) 取組展開

1-4-1 監視・観測の推進

- ① 酸性降下物(酸性雨等)のモニタリング等の推進
 - 県内の酸性雨の継続的なモニタリングを推進します。
 - 土壌や植生など生態系等への影響の実態調査を進めるとともに、酸性雨による環境への長期的影響の情報収集や研究を推進します。
 - 窒素酸化物や硫黄酸化物など酸性雨の原因物質の排出を抑制するため、工場・事業場のばい煙や自動車排気ガスなどに対する大気環境保全対策(固定及び移動発生源対策)を推進します。

自然エネルギー 革命

～自然エネルギー立県とくしま～

2011年の東日本大震災と、これに伴う原子力発電所の稼働停止による全国的な電力需給のひっ迫から、
私たちは、エネルギーが無限ではないことを改めて教わりました。

地球温暖化対策はもとより、将来に向けて、電力の需給動向や災害にも動じることのない社会を築くため、自然エネルギーの計画的な導入、さらには、自然エネルギーの基幹産業や防災分野における積極的な活用を進めます。

さらに、LEDや蓄電池など、本県が有する省エネ・自然エネルギー技術を活かした新たな環境・エネルギー産業創出など、
「自然エネルギー立県」として積極的な取組を推進します。

2-1 自然エネルギー導入の推進

(1) 現状と課題

- 2011年の東日本大震災と、これに伴う原子力発電所の稼働停止による全国的な電力需給のひっ迫は、エネルギーが無限ではないことを改めて私たちに知らしめました。
- 2012年3月に「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」を策定し、「メガソーラーなどの自然エネルギー発電施設の誘致」や「自然エネルギーを活用した防災まちづくり」など、各種施策を戦略的かつ重点的に進めているところです。

- 自然エネルギーの導入については、全国でも屈指の補助制度や融資制度による誘致を進めた結果、四国最大級のメガソーラーの立地計画をはじめ、県内各地域でメガソーラーの整備が進んでおり、風力発電についても計画が進められています。
- 今後は、潮流や洋上風力など、本県が持つ豊富な海洋自然エネルギーを活用した自然エネルギーの導入が期待されています。
- また、電気事業としての整備だけでなく、農林水産業や防災分野における自然エネルギーの活用も重要になっています。

(2) 取組展開

2-1-1 自然エネルギー立県とくしまの推進

① 自然エネルギーの誘致促進

- 地域のエネルギー供給の核となるメガソーラーや風力発電などの積極的な誘致に取り組むため、候補地マップを活用した地域とのマッチングや支援制度の充実を図るとともに、防災・減災対策など地域への活用を促進するなど、より効果の高い整備に向けたサポート体制を強化します。

重点取組 潮流や洋上風力など、本県が持つ豊富な海洋自然エネルギーを活用した自然エネルギーの導入を促進するための、産学民官の連携を強化します。

重点取組 純国産エネルギーとしての自然エネルギーの導入促進をはじめ、自然エネルギーを活用した農林水産業の振興、地域特性を活かした自然エネルギー関連産業の創造、新たなバイオエネルギーの開発など、我が国のエネルギー政策をリードする地域ならではの工夫を凝らした施策等について、「自然エネルギー協議会」と連携しながら、国等に対して積極的に提案を行います。

② 家庭や事業所への自然エネルギーの導入促進

- 太陽光パネルや蓄電池をはじめ、「自然エネルギー関連設備」の導入を積極的に支援するとともに、エネルギー消費の「見える化」や節電をはじめとする省エネ意識の啓発を図り、エネルギーの有効活用と併せて、ライフスタイルの転換を推進します。

③ 自然エネルギーを活かした地域活性化

重点取組 地域に豊富に存在する自然エネルギー資源を最大限活用し、「地域の活性化」に繋げていくため、地域での先駆的・モデル的な取組を推進するとともに、自然エネルギーを活用した農林水産業の振興や自然エネルギー

関連産業の振興に積極的に取り組みます。

- 農山漁村地域の活性化のため、自然エネルギー発電施設の導入促進を推進します。

④ 災害に強いまちづくり

重点取組 災害に強い特性を有する自然エネルギーを活用し、防災拠点となる施設や避難所施設に太陽光パネル、LED照明、リチウムイオン蓄電池の整備を着実に進めるなど、住民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

2-2 自然エネルギー関連産業の創出と振興

(1) 現状と課題

- 自然エネルギーのほか、LEDや蓄電池など、本県が有する省エネ・自然エネルギー技術を活かした新たな環境・エネルギー産業創出など、自然エネルギー立県として積極的な取組みを進める必要があります。

(2) 取組展開

2-2-1 自然エネルギー環境関連産業の創出・振興の推進

- ① 自然エネルギーによる「地域の活性化」と「雇用の創出」
 - 自然エネルギーを地域活性化につなげていくため、自然エネルギー発電施設の立地を促進し、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図ります。
 - ② 「環境・エネルギー」分野の重点的な企業誘致
 - 本県の「立地優遇制度」を東京・大阪でのビジネスフォーラムなどを通じて情報発信するとともに、開発規制の緩和や大学等との連携による高度技術者の養成に取り組みます。
 - ③ 「LEDバレイ構想」の加速化
 - 「LEDバレイ構想・ネクストステージ行動計画」に基づき、開発・生産、ブランド、販売の3戦略を推進し、「LED関連企業の集積」を推進します。
- 重点取組** 県立工業技術センターにおける「LEDのトータルサポート拠点」としての機能を強化し、LED製品の「光学性能」、「安全性能」、「環境性能」をワ

ンストップで評価できる機器を整備するとともに、企業からの製品に関する相談、試験、研究等に一体的に対応する「全国屈指」の評価体制を構築します。

④ エネルギー関連産業の創出

- 産学官で構成する「次世代エネルギー活用促進研究会」において、リチウムイオン蓄電池を活用した応用製品の開発を推進し、蓄電池活用型新産業モデルの創出を推進します。
- 金属代替素材として注目されるCFRP(炭素繊維強化プラスチック)を活用した次世代産業の創出を推進します。
- 「とくしま地域産学官共同研究拠点」機能を最大限活用し、本県の科学技術振興の戦略的推進分野であるエネルギーテクノロジーやLEDテクノロジーの分野で、産学官による積極的な技術開発を進めます。

重点取組 中小企業の新製品・新技術開発などの取組を加速化するため「とくしま経済飛躍ファンド」による支援、(公財)とくしま産業振興機構や商工団体との連携により国等の競争的研究開発資金の確保を図り、本県中小企業が持つ「ものづくり」技術を活かした環境配慮型産業の創出を図ります。

2-2-2 自然エネルギーを活用した農産漁村の活性化

① 自然エネルギーの導入促進

重点取組 地域や農林水産団体と連携協力し、耕作放棄地や農業用水、漁業施設などを活用した小水力・太陽光発電をはじめ、「創エネ」、「省エネ」、「蓄エネ」設備の導入など自然エネルギーを活かした農林水産業を展開することにより、「農山漁村の活性化」を図ります。

- 農村地域に豊富に存在する農業水利施設等を活用した小水力、太陽光などの自然エネルギーの利活用の可能性を検討し、農業施設の維持管理費の軽減や農業振興を図ります。
- 農業分野における「省エネ技術」の浸透を図るため、太陽光発電やLED照明等を活用する園芸用施設の導入に向けた実証実験を行うなど、農業への「自然エネルギー利用」を進めます。

好循環社会 とくしま

～循環を基調とする健全な社会づくり～

私たちは、環境への負荷を最小限に抑えるとともに、
限りある資源を有効に利用し、
持続可能な社会経済システムを構築していく必要があります。

大気や水、土壌などへの環境負荷が自然の物質循環を損なうことを防止し、
健康で安全な生活環境を確保するとともに、
資源の循環的な利用や廃棄物の適正処理を促進することにより、
循環を基調とする健全な社会の実現を目指します。

3-1 大気環境の保全

(1) 現状と課題

- 近年、徳島県の大気の状態は、全般的に良好な状況にあります。環境基準値及び指針値の定められている項目について、県下の測定地点、ほぼ全ての項目について基準を達成しています。
- 「微小粒子状物質(PM2.5)」については、環境基準を超過する状況が見られており、その原因としては、国内の発生源だけでなく、中国大陸からの黄砂の飛来も大きく影響しています。
- 大気環境の監視・観測については、工場・事業場(固定発生源)を原因とする産業型公害、自動車による都市生活型公害を対象に、工場・事業場や、交通量の多い東部臨海地域を中心に行っていましたが、東アジア地域からの越境大気汚染など広域での新たな大気汚染にも対応するため、測定局舎の配置を見直し、全県域をカバーした監視を行っています。

- 近年、産業型・都市生活型公害は大幅に改善されましたが、その一方で、越境大気汚染の影響が懸念されており、汚染物質の一つである微小粒子状物質（PM2.5）に関する知見は十分ではありません。
-
-

(2) 取組展開

3-1-1 固定発生源対策の推進

- ① 工場・事業場対策の推進
 - 法令等に基づく規制・指導の実施、環境保全条例等の遵守状況の把握・指導の徹底を図ります。
 - 法令等の規制を受けない工場等についても、揮発性有機化合物について自主的削減の取組の推進を図ります。

3-1-2 移動発生源対策の推進（交通公害対策の推進）

- ① 自動車排気ガス排出抑制対策の推進
 - アイドリングストップ運動の推進を図ります。
- ② 公共交通機関の利用促進
 - パーク・アンド・ライド、ノーカーデー等の推進により、マイカー利用から公共交通機関利用促進への転換を図ります。

3-1-3 有害大気汚染物質対策の推進

- ① モニタリングの実施
 - 優先取組物質の有害大気汚染物質のモニタリングを実施します。

3-1-4 監視・観測体制の充実

- ① 監視対象地域の拡大
 - 越境大気汚染など新たな大気汚染に対応するため、全県域を対象にした監視・観測を行うとともに、新たな環境基準項目への適切な対応を図ります。
- ② 新規監視項目の追加

重点取組 微小粒子状物質(PM2.5)の常時監視体制の強化により、きめ細かな情報発信を行うとともに、地域ごとの特色に応じた効果的な微小粒子状物質対策の検討を行います。

- ③ アスベスト飛散防止対策の更なる強化
 - 大気汚染防止法関連法の改正により、強化が予定されているアスベストの飛散防止対策については、国の動向を注視し迅速な対応を取ります。

3-2 水資源の保全

(1) 現状と課題

- 本県は、吉野川、勝浦川及び那賀川の各水系を中心に、多くの中小河川と、瀬戸内海、紀伊水道及び太平洋の海域に囲まれ、多様な水環境を有し、漁業、農業をはじめ、工業等の産業及び生活の水源として、また住民の交流の場として広く利用されていますが、地形や気象などの面から水利用に関しては厳しい条件も有しています。
- 公共用水域(河川・海域)及び地下水の水質については、現在おおむね環境基準を達成しており、良好な水質を維持していると言えますが、家庭からの生活排水を主な原因とする都市中小河川等の水質汚濁が依然、問題となっています。閉鎖性水域である瀬戸内海の水質環境を保全するため、総量削減計画を策定し、この計画に基づき、平成26年度における削減目標(COD:35t/日、窒素:19t/日、りん:1.5t/日)達成に向けて、総合的な施策を推進しています。
栄養塩類である窒素、りんの管理の在り方については、今後も検討を行う必要があります。
- 本県の汚水処理人口普及率は平成23年度末で51.1%であり、全国平均87.6%に比べ、依然低い水準にとどまっています。
- 県では、平成24年3月、「とくしま汚水処理構想2011～きれいな水環境の実現～」を策定し、平成42年度における汚水処理人口普及率82.8%を目標に、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等の各種処理施設の整備を進めることとしています。
- 合併処理浄化槽が本来の性能を発揮するためには、使用者による適正な維持管理が必要であることから、浄化槽法で定める検査制度を含め、県民への周知に努めています。
- 過去に整備した農業集落排水施設は、老朽化等により汚水処理機能の低下が発生しています。

- エコファーマーや有機農業の更なる推進が課題となっています。

(2) 取組展開

3-2-1 総合的な水資源保全対策の推進

① 水環境保全の総合的推進

重点取組 本県の公共用水域の良好な水質を保全し、次の世代へと引き継いでいくために、「瀬戸内海の水環境の保全に関する徳島県計画」や「徳島県総量削減計画」等に基づき、各種施策を総合的に推進します。

- 「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」を策定し、これに基づき測定を実施することで、県下全域の水環境を把握します。
- (公社)瀬戸内海環境保全協会等に参加することで、瀬戸内海関係府県市と協調して瀬戸内海の水環境保全施策を総合的に推進します。
- 森林が持つ水源かん養機能の維持・向上を図るため、公有林化や公的管理、水源かん養保安林の拡大など、水源林の適切な保全・管理を推進します。

② 水資源の有効利用・高度利用の促進

- 公共施設における雨水利用設備や処理水の中水利用設備、節水機器などの導入を推進します。
- 工場・事業場等における工業用水の循環利用や下水処理水の循環利用などを促進します。
- 農業用水の効率的利用を促進します。

③ 「とくしまの水」のPR

- 「四国のみずべ八十八カ所」のPRを行うとともに、八十八カ所以外の番外箇所の新たな掘り起こしを行い、県内外へ「徳島のみずべ」の魅力を情報発信します。

重点取組 18年連続で清流四国一となった(H25.8.2 国土交通省四国内一級河川の水質現況について)穴吹川をはじめ、県内の「きれいな河川」「良好な水質」とこれら河川環境に育まれた物産や製品を掘り起こし、環境面からPRする方法について検討を行います。

3-2-2 水利用の各段階に応じた汚濁負荷低減の推進

① 生活排水対策の推進

重点取組 汚水処理人口普及率を平成42年度に82.8%とする整備目標とする「徳島県汚水処理構想」に基づき、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などの各種生活排水処理施設の整備を有効に組み合わせ、総合的に推進します。

- 生活排水対策実践活動等の実施を通じて、徳島県生活排水対策要綱に基づく対策を推進します。
- 市町村や地域住民に対して水循環保全の意識の向上を図るため、「みんなで水質汚濁を考える教室」等の普及啓発活動を実施し、住民による主体的な取組を促進します。
- 旧吉野川流域をはじめ、人口集中地域における下水道整備を促進し、供用区域の拡大を図ります。
- 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進し、その普及に努めます。
- 浄化槽がその機能を十分に発揮するよう、適正な維持管理の徹底を促進します。

② 産業排水対策の推進

- 法令等に基づき、排水基準の適用される特定事業場へ立入調査を実施し、排水基準の遵守状況を確認するとともに、排水処理等の管理状況の監視、指導を行います。
- 排水基準のような濃度基準に加えて、事業場から排出される汚濁物質の量を規制する総量規制基準を設定し、公共用水域の水環境保全をより一層推進します。
- 小規模事業場に対して、計画的に立入調査を実施し、排水等に係る実態を把握するとともに、「小規模事業場等排水対策指導指針」に基づく指導、助言を行います。

③ 農業分野での水対策の推進

- 持続性の高い環境保全型農業を推進し、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。
- 農業集落排水施設の調査診断を推進することにより、適切な改築計画を策定するとともに、農業集落排水施設を維持するため、機能強化対策を推進します。

3-2-3 安心できる水質確保対策の推進

- ① 有害化学物質対策の推進
 - 有害物質使用特定事業場への立入調査を計画的に実施し、有害物質に係る排水基準遵守状況等の監視、指導を実施します。
 - 徳島県水道水質管理計画に基づき、水道水源の水質監視を計画的に実施します。
 - 水道水質基準への対応など適正な水道施設・水質管理を確保するため、水道事業者への指導等を行うとともに、飲用井戸等の管理の適正化を図ります。
- ② 地下水汚染対策の推進
 - 特定事業場への立入調査等を通じて、有害物質の使用、保管、処理の状況について監視、指導等を行い、有害物質の地下への浸透による地下水汚染の未然防止を図ります。
- ③ 水質汚濁事故発生時の連携体制の整備
 - 公共用水域への油流出等の水質汚濁事故が発生した場合に、国、市町村、県関係部局と迅速な連携が取れるよう、体制の整備を行います。
- ④ 水質環境放射能モニタリングの実施
 - 県内で生産される農畜水産物を育む河川、海域等の水質環境放射能をモニタリングすることで、環境段階での安全性を確保し、県民の環境放射能への不安を払拭します。

3-2-4 流域の視点からの水循環対策の推進

- ① 水量の維持・増進対策の推進
 - 工場・事業場等における地下水の使用の合理化等を推進することで、過剰な揚水を抑制し、地盤沈下、地下水の塩水化及び地下水位の低下を防止します。
- ② 広域連携による水環境保全の促進
 - 流域の健全な水循環の確保に向けた総合的な取組が図られるよう、流域自治体と連携して水環境の保全を推進します。

3-2-5 海域等における環境保全の推進

- ① 漁場環境保全対策の推進
 - 漁場機能の回復と漁場環境の保全を図るため、河川等から海域に排出された廃棄物等の除去を実施します。
- ② 海岸環境保全対策の推進
 - 海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、市町村と連携して、海岸漂着物の回収・処理及び海岸漂着物の原因となる不法投棄の防止に努めます。

3-2-6 監視・観測体制の充実

- ① 水質の常時監視等の実施
 - 公共用水域、地下水の水質状況の常時監視を測定計画に基づき実施します。
 - 瀬戸内海関係府県と協調して、広域的な水質環境調査などを実施し、瀬戸内海の全体的な水環境を把握します。
- ② 新環境基準項目に係る監視体制の整備
 - 重点取組** 国による環境基準項目の新たな設定に対し、監視測定体制を整備し、新環境基準項目に係る県内の水環境の状況把握に努めます。
- ③ 水環境の総合的評価の推進
 - 地域特性に応じ、県民と協働して水生生物調査などを行い、水環境に関する様々な情報を活用した総合的な評価手法について検討します。
 - 公共用水域、地下水の常時監視の結果について、県ホームページ上に掲載し、住民に広く利用できる環境を整備します。

3-3 土壌環境・地盤環境の保全

(1) 現状と課題

- 土壌・地盤環境は、人を含む生物の生存基盤として、また物質循環の要として重要な役割を担っており、食糧生産、水質浄化、地下水かん養など多様な機能

を有しています。

- 土壌汚染は、工場等からの廃液や粉じんの飛散、廃棄物の投棄などが原因で生じることがあります。また、近年、工場跡地等における有害物質等による環境汚染が全国的に顕在化していることや、化学物質による環境汚染の懸念が高まっていることから、土壌汚染対策法等を踏まえた適切な取組が、これまで以上に求められています。
- 一方、地盤沈下、地下水の塩水化及び地下水位の低下は、地下水が過剰に揚水されることにより引き起こされます。吉野川、那賀川、勝浦川、日和佐川の下流域の一部では、地下水の塩水化が見られるものの状況は安定しています。また、現在のところ、県内では顕著な地盤沈下は確認されていません。
- エコファーマーや有機農業の更なる推進が課題となっています。

(2) 取組展開

3-3-1 土地汚染対策の推進

① 事業場等における土壌汚染対策の推進

- 特定有害物質等を取り扱う工場・事業場において、漏洩等による土壌汚染を防止するため監視・指導に努めます。

重点取組 土壌汚染対策法及び生活環境保全条例の適正な施行を図るとともに、汚染が確認された場合は、汚染状況の調査や汚染土壌の改善対策等を指導します。

- 生活環境保全条例に基づき、県内各地の特定事業場の土砂等の監視等を継続して行います。
- 食の安全安心の源となる農地等の土壌環境放射能をモニタリングすることで、環境段階での安全性を確保し、県民の環境放射能への不安を払拭します。
- 県外から港湾施設に搬入される土砂を、一船ごとに目視等調査を行い、土壌検査により安全性が担保されるまで移動を制限するなど厳しい監視を行います。

② 化学物質対策や土壌汚染対策の推進

- 持続性の高い環境保全型農業を促進し、農業生産や土づくりにおける化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。

3-3-2 地盤沈下・塩水化対策の推進

- ① 地下水の適正利用等の推進
 - 地下水の塩水化及び地下水位の状況について、定期的な調査を行うとともに、関係機関と連携して地盤沈下の実態を把握します。
 - 徳島県生活環境保全条例の規定に基づき、関係機関と協力して、地下水採取の規制や地下水利用の合理化等の地下水保全対策を推進します。

3-4 騒音・振動・悪臭等の防止

(1) 現状と課題

- 環境騒音は近年改善が進んできており、平成23年度の測定結果では、環境基準の達成率は、一般地域(道路に面する地域以外の地域)では100%となっています。
- 自動車交通騒音はほぼ横ばいで推移しており大きな変化は見られませんが、今後の交通量の動向によっては悪化する可能性があります。
- 平成23年度における騒音・振動・悪臭に係る公害苦情件数の状況をみると、悪臭が最も多く、近年は年間60～90件程度で若干の増加傾向で推移しています。騒音は若干の減少傾向が見られますが、年間50～70件前後で推移しています。振動は年間数件程度と件数そのものが少ない状況です。
- くず鉄集積場等の規制対象外である施設・事業場を原因とする騒音が問題となっています。
- 近年は、都市部におけるヒートアイランド現象のほか、光害、低周波音など新たな問題が生じています。

(2) 取組展開

3-4-1 騒音・振動対策の推進

- ① 規制・指導等の充実
 - 土地利用等の実情に応じて、騒音に係る環境基準の類型指定や見直し、規制地域の見直しを行います。
 - 監視測定体制の充実を図り、実態の把握及び評価を行います。
 - 市町村に対する助言や技術支援等を推進します。

② 発生源対策の推進

- 道路交通騒音対策を次のとおり推進します。
 - ・交通流の円滑化対策の推進
 - ・騒音実態を踏まえた低騒音舗装、遮音壁、緑地帯・緩衝帯の整備などの道路構造対策等の推進
 - ・土地利用の適正化など沿道対策の推進
- 航空機騒音対策や在来鉄道騒音対策については、必要に応じて発生源対策の実施を関係機関に要請します。
- 工場・事業場及び建設作業場からの騒音対策については、住工分離など土地利用の適正化を図ります。
- 近隣騒音対策については、飲食店等や未規制発生施設に対する騒音防止対策の指導や普及啓発を行います。

3-4-2 悪臭対策の推進

① 規制・指導等の充実

- 悪臭実態等を踏まえて規制地域や規制基準等の見直しを行います。
- 市町村に対する指導や普及啓発等を推進します。
- 悪臭実態の把握や臭気指数による調査手法の導入など評価・分析手法の充実に努めます。

② 発生源対策の推進

- 工場の立地等にあたっては、住工分離など土地利用の適正化を図ります。
- 畜産業からの悪臭の発生を防止するため、家畜ふん尿の処理・保管施設の整備を推進します。

3-4-3 その他生活環境保全対策の推進

① 調査・研究等の推進

- ヒートアイランド現象や低周波音等の影響や対策に関する調査研究を行います。
- 光害については、国の光害対策ガイドラインの周知を図るとともに、建築物や沿道の適正な照明器具の整備を推進します。

3-5 化学物質による環境汚染の防止

(1) 現状と課題

- ダイオキシン類の排出については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制が行われています。本県における、水質、底質、地下水、土壌のダイオキシン濃度は環境基準を下回っています。
- 流通する膨大な種類の化学物質の中には、環境中に排出されることで人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあり、近年ではダイオキシン類やいわゆる環境ホルモンによる有害な影響の防止や、長期間にわたって保管されてきたポリ塩化ビフェニル(PCB)の処理、化学農薬の適正使用等が求められています。
- 化学物質による影響やその発生の仕組みの科学的な解明は極めて難しいため、化学物質による環境リスクの正確な評価や適切な排出管理を推進するとともに、化学物質問題に関する情報の共有や理解を促進し、社会全体として環境リスクを低減することが重要となっています。

(2) 取組展開

3-5-1 化学物質のリスク評価の推進

① 汚染実態及び環境リスクに関する調査の推進

重点取組 ダイオキシン類及び環境ホルモン、その他化学物質による大気、水質、土壌など環境汚染実態のモニタリング体制を充実、強化します。

- PRTR制度に基づき、化学物質の排出・移動状況を適切に把握します。

② リスク評価のための人材の育成

- 国や関係研究機関等との連携のもとで、化学物質による環境汚染に関する専門的な知識・技術を有する人材の育成に努め、化学物質のリスク評価等の推進に努めます。

3-5-2 化学物質の安全管理の推進

① 排出抑制対策の推進

- 徳島県ダイオキシン類対策取組方針等に基づき、工場・事業場や廃棄物焼却炉等の発生源への監視、規制・指導の徹底を図ります。
- 規制外の小規模焼却炉の使用中止等の啓発、野焼き等の監視・指導な

ど総合的な対策を推進します。

- PCB廃棄物の適正管理の徹底及び適正処理を推進します。

② 適正な管理・利用の推進

重点取組 PRTR制度の周知・徹底や技術指導等を通じて、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進します。

- 化学物質に関する県民の正しい理解が得られるよう、「とくしま環境県民会議」等、本県の高い産学民官の連携システムを活用し、化学物質問題に関する各種情報の整備・提供、普及啓発、リスクコミュニケーション等を推進します。

3-6 資源の循環利用と廃棄物の適正処理

(1) 現状と課題

- 大量の廃棄物の発生は、処理施設の不足や不法投棄・不適正処理などの様々な問題を引き起こしており、廃棄物の減量化と適正処理の推進等は緊急の課題となっています。
- 産業廃棄物の排出量は、排出抑制や資源化の取組により減少傾向にあります。
- 産業廃棄物は、建設廃棄物の再生利用等が進んできたことによりリサイクル率が向上し、排出量から再生利用量と減量化量を除いた最終処分量は減少傾向にあります。
- 廃棄物の処理コストの増加などから、今後とも廃棄物の不法投棄や不適正処理の増加が懸念されます。
- 産業廃棄物処理施設(焼却施設、最終処分場)の設置や稼働状況、周辺的生活環境への影響について、県民は高い意識を持っています。
- 県内における一般廃棄物の排出量は、全国と同様に近年、減少傾向にあり、県民一人当たりの排出量は968g(平成23年度)と、全国平均(975g)より低い水準となっています。
- 県内の平成20年度における建設廃棄物のリサイクル率は90%で、基準年度比6ポイント増となっており、建設工事でのリサイクルは着実に向上しています。
- 今後とも、建設工事における更なるリサイクルの促進に取り組むことが求められます。
- 本県の農業用廃プラスチックの回収率は、平成23年度末で95%と高い水準で、適正処理が行われています。
- 今後も、県協議会、市町村、JA等の連携のもと、農業者への意識啓発に努め、

適正処理を維持していく必要があります。

- 近年、畜産農家は堆肥化施設を整備しながら耕種農家との連携強化を図りつつ、畜産バイオマス資源の有効利用に努めてきました。
- しかしながら、畜産経営の大規模化、地域的偏在の進展、耕作地の減少等に起因して、生産した良質堆肥を自ら又は地域内で有効に利用することが新たな課題となっています。
- 特に、中山間地域の畜産過密地帯では、家畜排せつ物の有機資源としての農地還元は限界となりつつあり、堆肥の広域利用の推進、さらには家畜排せつ物の高度利用(鶏ふんのエネルギー利用等)などの新たな対応が求められています。

(2) 取組展開

3-6-1 総合的な廃棄物ゼロ社会づくりの推進

- ① 各種関連法規の円滑な運用
 - 関係機関等との連携のもとで、循環型社会形成推進関連法や各種リサイクル法の円滑な運用を図ります。
- ② 廃棄物処理計画の着実な推進
 - 徳島県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に向けた取組を推進します。

3-6-2 廃棄物の発生抑制対策の推進

- ① 3Rの総合的な取組の推進
 - ごみ問題に取り組む住民団体等との連携を図り、施策に関する意見交換を行うとともに、地域に根ざした活動に対し支援を行います。
 - 排出者責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみの減量化・リサイクル化の促進に効果が見込まれるごみ処理の有料化を推進します。
 - 多量排出事業者や業界団体などによる自主的な産業廃棄物の発生抑制の取組について指導や助言を行います。

3-6-3 資源の回収・再生利用の推進

- ① リサイクル体制や市場育成の促進
 - 県内事業者等のリサイクル製品の普及を図るとともに、リサイクル製品に関する情報の周知に努めます。
- ② 事業者によるリサイクルの促進
 - 建設廃棄物のリサイクルの促進に資するため、工事間利用や公共工事におけるリサイクル製品の利用拡大を推進します。
 - 循環資源の回収・リサイクルの促進を図るため、関係団体と連携した取り組みを進めます。
 - 県企業局管理の浄水場で発生する泥土やダムにおける流木などの未利用資源の有効活用を進めます。
 - 建設副産物のリサイクルを促進するため、工事間利用や公共工事におけるリサイクル製品の利用拡大を推進します。

重点取組 リサイクル認定制度の周知に努め、リサイクル製品及び3Rモデル事業所の認定を推進します。

- ③ 農林畜産業におけるリサイクルの促進
 - 農業生産資材廃棄物(廃プラスチック等)の回収及び適正処理を推進します。
 - 家畜排せつ物の堆肥化施設の整備や耕種農家との連携強化による堆肥の流通促進等、畜産バイオマス資源を循環利用する資源循環型の畜産を推進します。
 - 畜産バイオマス資源のうち熱量の高い「鶏ふん」については、必要に応じ固形燃料等へ変換するなど再資源化を推進します。
- ④ 各種リサイクル法による再商品化の推進
 - 小型家電リサイクル法など各種リサイクル関連法について、県民への周知を徹底し、適正なリサイクルの推進を図ります。
 - 第7期徳島県分別収集計画に基づき、市町村における容器包装廃棄物の分別収集の徹底や再生利用を促進します。

3-6-4 不法投棄の撲滅など廃棄物の適正処理の推進

- ① 廃棄物の適正処理の推進

重点取組 適正処理の意識や処理技術の向上に関する研修等を実施し、優良な産業廃棄物処理事業者の育成を推進します。

- 排出事業者や処理事業者への監視・指導の強化及びマニフェスト制度の普及促進により、産業廃棄物の適正処理を推進します。
- 本県独自の「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」の普及により優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。
- 市町村の広域的連携も視野に入れ、適正な処理体制の確立を促進します。

② 処理施設の安定的確保の推進

- 一般廃棄物の再生利用及び適正処理を推進するため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備を促進します。
- 産業廃棄物の減量化や再生利用を推進するため、リサイクル施設等の中間処理施設の整備を促進します。
- 産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の適正な維持管理が行われるよう、構造基準への適合状況を定期的に検査するとともに、施設の設置者に対して厳正な指導を実施します。

③ 不法投棄等の不適正処理の防止

重点取組 関係機関と連携し、不法投棄や違法な不用品回収など、不適正処理の防止に努めます。

- 企業や団体、地域住民等の連携による不法投棄監視体制の充実に努めます。

④ 使用済農業資材適正処理の啓発活動の展開

- 県協議会と連携し、市町村やJA等を対象とした適正処理の啓発活動を行います。
- 廃棄物発生抑制に関する情報収集・提供に努めます。

⑤ 県協議会の活動強化

- JA等との連携による、農業者への啓発活動を支援します。
- 適正処理を行うための処理業者の選定・情報収集等を支援します。

癒しの郷 (ヒーリング)

とくしま ～人と自然との調和～

私たちは、自然の恵みを享受し、その恩恵によって存在しているという、自然に対する畏怖と感謝の気持ちを持ち続け、その恵みを将来の世代へと継承していく責務を有しています。

多様な自然環境や生態系の保全・回復を図り、身近な緑や水辺の保全・創造、快適で美しい地域景観の形成や個性豊かな歴史的・文化的資源の保全・継承など、潤いある魅力的な生活空間を県民が主役となって保全・創造することで、人と自然との調和による「癒しの郷」づくりを目指します。

4-1 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

(1) 現状と課題

- 本県は、西日本第二の高峰剣山をはじめとする山地や、「四国三郎」と呼ばれる吉野川に代表される多くの河川、変化に富んだ海岸線など複雑な地形が広がるとともに、温暖な気候から四国山地の寒冷な亜寒帯気候まで多彩な気候に囲まれ、多様で豊かな自然環境が形成されています。
- 県内には、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園が6箇所、総面積38,706haの自然公園が指定され多くの県民に利用されています。
そのほか「四国のみち」の再整備により県民の自然とのふれあいの場や機会の創出が図られています。
- 自然災害やオーバーユースにより、失われたり損なわれたりした自然環境の再生が必要となっています。

- 経費的に維持管理が困難となっている中で、自然とのふれあいや理解を深めるための継続可能な基盤整備や機会の創出が課題となっています。
- 貴重な自然や絶滅危惧種等を守るため、環境団体や県民との協働により、本県の生態系の特性を活かした徳島ならではの「生物多様性とくしま戦略」に基づく取組の推進が求められています。
- 生息域の拡大等により、農林業や自然生態系に被害を及ぼしているニホンジカやイノシシ等については、被害軽減に向けた計画的な取組が求められています。

(2) 取組展開

4-1-1 多様な自然環境の保全の推進

① 原始的な自然やすぐれた自然環境の保全の推進

- 国立公園、国定公園及び県立自然公園制度のほか、自然環境保全地域等の各種制度を活用し、土地利用等の各種行為規制を推進します。
- 保全すべき自然状態が人為的あるいは非人為的に劣化している場合には、自然再生法等を踏まえ、その復元や景観の維持等に努めます。

② 身近な自然環境の保全・創出の推進

- 重点取組** 自然との共生を県民が身近に感じるため、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープ(生き物の棲み家)の保全・創出を県民協働で推進します。
- 間伐や抜き伐りを進め、下層植生を増やし、長伐期林、複層林、針広混交林へ誘導するとともに、広葉樹の植栽や保育を行う多様な森林づくりを促進します。

4-1-2 生物多様性確保の推進

① 生物多様性とくしま戦略の推進

- 重点取組** 貴重な自然や絶滅危惧種等を守るため、「生物多様性とくしま戦略」に基づき、環境団体や県民との協働により、徳島ならではの取組を推進します。

② 希少な野生生物の保護

- 全国に誇る本県の豊かな自然を守るとともに、植物や水生生物等の希少野生生物の保護を推進します。

4-1-3 外来種対策・野生鳥獣適正管理の推進

① 外来種対策の推進

重点取組 アライグマやアルゼンチンアリなどの外来生物については、国や市町村等と連携し、防除に向けた対策を推進します。

② ニホンジカやイノシシなど野生鳥獣適正管理の推進

重点取組 被害軽減や人と野生鳥獣との共存を目指すため、科学的な知見により策定した適正管理計画に基づく取組を推進します。

4-1-4 自然とのふれあいや理解の推進

① ふれあいの場の整備の推進

重点取組 国立公園、国定公園及び県立自然公園において、全国のモデルとなるような施設整備を計画的に進めるとともに、管理運営体制を適切に整備します。

○ 「四国のみち」に代表される自然歩道などの整備を推進します。

② ふれあい機会の充実・提供

○ 佐那河内いきものふれあいの里などの拠点施設の充実を図るとともに、自然観察会など自然体験型プログラムの充実や人材の育成を推進します。

③ 鳥獣保護思想の普及啓発

○ 自然の中で野鳥に親しみ、自然を保護する心を育むために設定された愛鳥週間(毎年5月10日から16日まで)において、多彩な催しを実施します。

④ 調査研究や普及啓発の推進

重点取組 大学・研究機関等との連携を強化し、生物多様性等の知識・科学的基礎・技術を取り扱う生物多様性センター(仮称)を設置するなど、自然環境や生物多様性に関する基礎的な調査の充実や情報の収集・整備・提供を図ります。

4-2 癒しの郷とくしまの創造

(1) 現状と課題

- 地域の特色や自然環境と調和した美しいまちなみや歴史的・文化的資源は、快適で魅力的な地域環境を形成する重要な要素です。
- 文化的景観・歴史的景観を有する地域が県内には多数所在しています。
- 本県には数多くの有形・無形の文化財、史跡や名勝・天然記念物、歴史的建造物などがあり、それらの指定や保護を図っています。
- 地域の自然環境やまちなみと調和した良好な地域景観の維持・形成が必要です。
- 地域の特色や資源を生かした歴史的・文化的資源の保護・保全・継承が重要です。
- 開発の進行、過疎化など社会構造の変化により、先祖から受け継がれてきた良好な文化的景観が失われつつあります。
- 国は平成16年に景観法を制定、更に文化的景観を守るため、平成17年に文化財保護法を一部改正し、重要文化的景観を文化財に位置づけました。
- 重要文化的景観に選定されるためには、市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定するとともに、文化的景観に関する調査を行う必要があります。
県内では、既に8市町が景観行政団体となっています。
- 徳島県の平成23年度末の1人当たり都市公園等面積は、9.4㎡であり、全国平均の9.9㎡を下回っていますが、全国平均以上を目指し、都市公園の整備を推進しています。
- 今後、都市緑化を推進するためには、県民の都市緑化意識の高揚や地域の身近な公共施設から緑化に取り組む必要があります。

(2) 取組展開

4-2-1 身近な緑や水辺の保全・創造の推進

① 身近な緑の保全・創造の推進

重点取組 第25回全国「みどりの愛護」のつどいの開催を通じ、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる県民運動を展開します。

- 学校や公園など公共施設の緑化を推進します。
- 都市緑化の県民意識の向上を図るため、「暮らしの緑化推進」絵画コンクールや花壇づくりを通じた環境学習など普及啓発を推進します。

② 身近な水辺の保全・創造の推進

- 自然的な河川や海岸の保全に努めるとともに、親水性護岸や生態系に配慮した護岸、植栽等を組み合わせた人工海浜や遊歩道など河岸、海岸、港湾等における親水空間や施設の整備を推進します。
- 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出します。

重点取組 「四国のみずべ八十八カ所」のPRを行うとともに、八十八カ所以外の番外箇所の新たな掘り起こしを行い、県内外へ「徳島のみずべ」の魅力を情報発信します。(再掲)

4-2-2 快適で文化の薫り高い環境の確保

① 快適で美しい地域景観の形成

- 良好な文化的景観・歴史的景観を保護し、維持・保全するため、地域の景観や自然環境と調和した環境整備を推進します。

② 歴史的・文化的資産の保全と継承

- 文化財保護法等の各種制度を活用し、歴史的町並や建造物、天然記念物などの文化財の計画的な保存及び指定登録等を推進します。
- 古墳、集落や城跡、寺院跡等の埋蔵文化財の調査に努め、周辺の自然環境と調和した整備活用を推進します。
- 遍路道をはじめとした歴史の道や四国の道を基本とした歩く道づくりを県民参加で進めることにより、地域の活性化や地域間交流を推進します。

重点取組 重要文化的景観の選定に向け、市町村が行う文化財調査を支援するとともに、選定された区域については、良好な景観を保全するための市町村の取組を支援します。

③ エコツーリズムの展開

- 古来から引き継がれた徳島ならではの自然、歴史、伝統、文化、環境を最大限に活用するとともに、これらの地域資源に対する負担を最小限にするべく管理されたツアーの促進を図るエコツーリズムを推進します。
- 徳島ならではの自然、歴史、伝統、文化、環境を題材にした環境教育・環境活動を核に据えた体験型観光、教育旅行を推進します。

ecoで 防災・減災

～南海トラフ巨大地震への備え～

本県では、南海トラフの巨大地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による大きな被害が心配され、このような大規模な地震や津波を迎え撃つためには、各主体がそれぞれの役割に応じた地震津波対策に取り組む必要があります。

自然エネルギーを活用した災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築に向けた取組をはじめ、環境モニタリング体制の整備による環境被害対策や災害廃棄物対策など、防災・減災の視点を取り入れた環境対策を推進します。

5-1 自然エネルギーを活用した防災・減災対策の推進

(1) 現状と課題

- 東日本大震災を契機として、「エネルギーの地産地消」や、災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築が求められています。
- また、南海トラフ巨大地震等による甚大な被害が危惧される本県においては、これまでの「防災」だけでなく、新たに、被害を最小化する「減災」の視点を加えた対策を講じていく必要があります。

(2) 取組展開

5-1-1 自然エネルギーを活用した防災・減災対策の推進

① 防災拠点等への自然エネルギーの整備推進

重点取組 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築のため、防災拠点となる施設等に太陽光パネル、リチウムイオン蓄電池、LED避難灯等の整備を着実に進めるなど、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進します。

- 災害に強い自然エネルギーの特性や活用方法などを積極的にPRし、自然エネルギーを活かした「災害に強いまちづくり」に向けて啓発活動を積極的に展開します。

② 自然エネルギー設備・施設の活用

- 企業局が運営する県営和田島太陽光発電所に付加された災害時の非常用電源機能を防災訓練等に活用するなど、自然エネルギーを活用した「災害に強いまちづくり」を推進します。

5-2 環境モニタリング体制の整備による環境被害対策の推進

(1) 現状と課題

- 本県は、南海・東南海地震及び津波による被害や中央構造線など活断層の直下型地震の被害を受ける地域が多く、その可能性も高まっています。
- そのため、地震や津波の災害が発生した場合、特に有害物質の環境への漏洩や、被災建築物からアスベストが飛散するなど二次災害が懸念され、緊急時の体制を整備しておく必要があります。

(2) 取組展開

5-2-1 環境モニタリング体制の強化

① 環境モニタリング体制の整備

重点取組 有害物質の漏洩飛散などによる環境影響の把握や対策を迅速かつ的確に進めるため、事業者等の有害物質の保有情報を集積します。

- 災害が起きた場合の体制強化を図るため、環境保全協定等事業者と連

携し、情報の共有を図ります。

- あらかじめ災害の規模・地域性などの特性に応じたモニタリング体制の整備を進めます。

5-3 災害廃棄物対策の推進

(1) 現状と課題

- 東日本大震災は、M9.0の地震と大規模な津波により、東北地方太平洋沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。
- 南海トラフ巨大地震の発生時には、大きな被害が想定される徳島県においても、阪神・淡路大震災、東日本大震災での教訓を生かし、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物の処理について、平時からその処理体制に関し、市町村や関係団体、さらには、近隣県等と検討を深め、万全の準備をしておく必要があります。

(2) 取組展開

5-3-1 災害廃棄物処理体制の強化

① 災害廃棄物処理計画の見直し

重点取組 東日本大震災での課題、南海トラフ巨大地震に係る新たな被害想定等を踏まえ、県及び市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを進めます。

② 広域処理体制の整備

- 災害廃棄物の処理について、県内での処理体制を強化するとともに、県域を越えた広域的な処理体制の整備を進めます。

環境リーダー とくしま

～保全・創造の基盤づくり～

持続可能な社会を実現するためには、
環境問題の現状や特性などを十分に把握し、
あらゆる場面に環境配慮の考え方を織り込むとともに、
四国や関西などと連携した広域的な取組を進めていく必要があります。

様々な主体が自然な形で、容易に環境配慮のための取組を実行できるよう、
環境配慮に関するルールや促進方策、環境情報の整備・提供、環境問題や
環境配慮技術等に関する調査研究体制の充実など、
県域を越えた広域的な連携のもとでの、
環境の保全・創造のための基盤づくりを推進します。

6-1 関西広域連合などの広域的な環境保全対策

(1) 現状と課題

- 2011年12月に関西・中国・四国の2府5県(現在11府県・政令市)で関西広域連合が発足し、広域環境保全分野でも、「温室効果ガス削減のための広域取組」、「府県を超えた鳥獣保護管理の取組」、「関西広域環境保全計画の策定・推進」を実施することとなっており、特にカーボン・オフセットに関する「クレジットの広域活用」については、本県がチームリーダーとして施策推進の責務を担っています。
- 関西地域における自然共生型社会づくりを推進するため、カワウなど府県を超えて被害を与える野生鳥獣に対して、関西全体で適正な保護管理を実施するとともに、生物多様性に関する情報の共有や一元化が求められています。

- 四国四県でも「四国四県連携事業」として、「四国地球温暖化対策推進連絡協議会」におけるクールビズやウォームビズの実践や、「四国圏カーボン・オフセット推進協議会」におけるカーボン・オフセットに関する施策を共同で実施しています。
- このほか、「四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議」による産学民官での取組なども推進されています。
- 中四国地方における共同取組としては「bikebiz会議」によるモーダルシフトの取組を共同して進めています。
- 産業廃棄物は県境を越えて広域的に流入・流出されることもあり、県内での不適正処理や不法投棄の防止を図るため水際での防止が求められます。

(2) 取組展開

6-1-1 関西・四国の中の徳島

① 関西広域連合(広域環境保全局)における取組

重点取組 広域環境保全計画に定められた「低炭素社会づくり」、「自然共生社会づくり」、「循環型社会づくり」、「安全・安心で歴史と文化の魅力あるまちづくり(生活環境の保全を含む)」、「持続可能な社会を担う人育て」の5つの施策の基本方向に基づき積極的に取り組みます。

重点取組 特に、本県がチームリーダーの責を担っている「クレジット調査検討作業チーム」においては、新たに創設された「J-クレジット制度」の地域版に関する検討や共通ラベルの試行等、制度化・規格化に関する取組を進めます。

- 住民・事業者への普及啓発(関西エコスタイルの推進や関西エコオフィス宣言事業所の募集等)に取り組みます。
- エコポイント事業(関西スタイルのエコポイント)の普及に取り組みます。
- 電気自動車やプラグイン・ハイブリッド車の普及に向けて、広域的に取り組みます。
- 太陽光や太陽熱、水力、風力など、自然の力を活用した自然エネルギーを積極的に導入することにより、地域分散型のエネルギー比率を高め、自立度の高い社会を目指します。
- 広域的に移動し被害を与えているカワウについて、モニタリング調査等を踏まえたカワウ広域保護管理計画を策定し、広域実施で効果のある被害対策等を推進します。
- 生物多様性に関する情報の共有・一元化と流域全体での生態系サービスの維持・向上に取り組みます。
- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、関西全体の廃棄物最

終処分量の低減を推進するとともに、都市部と農山漁村地域の近接を活かした資源循環システムの構築を図ります。

- 水・土壌・大気環境の保全による、快適で安全・安心な生活環境の創出を図るとともに、環境に配慮しつつ、多様で厚みのある歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。
- 自然・歴史・文化など構成府県がそれぞれに持つ地域特性を最大限に活かした交流型の環境学習を展開するとともに、気づきや感動を大切にした年少期における環境学習を推進します。

② 四国四県における取組

- 四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議における支援プロジェクトの推進など、四国四県及び国出先機関の協働事業を推進します。
- 四国地球温暖化対策推進連絡協議会において、「クールビズ・ウォームビズ」の推進を四国四県で連携して推進します。
- カーボン・オフセットに関する行政協議会を通じ、四国四県におけるカーボン・オフセットの普及や技術者、地方検証人の育成に努めます。

③ 中四国における取組

- 中四国bikebiz会議において、徒歩や自転車、公共交通機関へのモータリシフトの取組を連携して推進します。

④ 産業廃棄物運搬車輛の合同検問の実施

- 兵庫県と連携し、大鳴門橋を挟んだ淡路側と鳴門側のインターチェンジ出入口付近で、産業廃棄物運搬車輛の合同検問を実施します。

6-2 開発における環境配慮の実施

(1) 現状と課題

- 本県では、徳島県環境基本条例において、施策の策定・実施に当たっての環境の保全・創造への配慮や環境影響評価制度などの積極的な推進について規定しており、これを踏まえて、平成12年3月に徳島県環境影響評価条例が制定され、一定の要件を満たす大規模な開発事業等の実施に際しての環境影響評価を事業者が義務づけています。

- 徳島県環境影響評価条例の対象とならない中小規模の事業についても、徳島県公共事業環境配慮指針等に基づき、周辺環境等に配慮した事業を実施しています。

(2) 取組展開

6-2-1 環境影響評価体制の整備

- ① 環境影響評価制度の充実・強化
 - 大規模開発事業における環境への負荷の防止及び低減を図るため、徳島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続を適正に実施します。
 - 経済社会情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえ、環境影響評価制度の対象事業追加やインターネットを利用した縦覧手続の導入について、調査・研究を進めます。
- ② 公共事業における環境配慮の実施
 - 公共土木工事における環境配慮を推進するため、徳島県公共事業環境配慮指針の適切な運用を図ります。
 - 農業農村整備事業における環境配慮を推進するため、徳島県田園環境配慮マニュアルの適切な運用を図ります。
- ③ 土地利用対策における環境配慮
 - 徳島県土地利用指導要綱に基づく開発指導を通じて、県民の安全で良好な地域環境の確保に努めます。

6-3 規制的・経済的手法の活用

(1) 現状と課題

- 地球温暖化対策の推進に当たっては、「普及啓発」、「経済的手法」、「規制的的手法」の3つを総合的に推進する必要があります。
- 本県では、全国初の科料を科す条例となった「徳島県地球温暖化対策推進条例」を2009年4月に施行し、着実な推進を図っています。
- このうち、社会における効果が最も期待される「経済的手法」の一つである、「環境税」については、社会全体でのコンセンサスが得られない状況にあります。

- このため、当面の間はエコポイント制度やカーボン・オフセットなど、既存の経済的手法を援用しながら、社会全体を低炭素社会に変革していく必要があります。
 - 県民、事業者等への適切な規制や経済的手法の実施を推進する必要があります。
-
-

(2) 取組展開

6-3-1 経済的手法の活用

- ① 経済的手法の導入
 - 関西エコポイントやJ-クレジット制度、あるいは「とくしま協働の森づくり事業」によるカーボン・オフセットの活用を図ります。
 - カーボン・オフセットに関するクレジットの企画や取扱、償却を行うプロバイダ等の業務を行うコンサルタントや金融機関、証券会社等を養成します。
 - 県民や事業者の自主的な環境保全活動を促進するため、県の補助、融資制度の推進を図るとともに、県以外の制度に関する情報提供を行うことにより補助金や資金融資等の活用を図ります。
- ② 環境保全等を目的とする条例の着実な推進
 - 地球温暖化対策推進条例に基づく届出対象事業所等に対する着実な指導を行うほか、エコドライブやフロン対策等の情報提供や指導を合わせて行います。

6-4 環境情報の提供と基盤整備

(1) 現状と課題

- 本県においては、県ホームページにおける環境情報の充実をはじめ、環境白書等の刊行やパンフレット等の作成・配布、県の各種広報媒体の活用などを通じて、環境に関する施策や事業等に関する情報提供を行っています。
 - 地球温暖化問題をはじめとする現在の環境課題への対応に当たっては、従来の普及啓発的なWebサイトの設置やフォーラム、印刷物の配布といった一方向的な情報提供ではなく、担当コンシェルジュの配置や、外部資金情報の提供アドバイスなど、「双方向的な情報提供」が求められるようになってきています。
-
-

(2) 取組展開

6-4-1 環境情報の共有体制の整備

- ① Webサイトをはじめとした情報提供の充実
 - 県民や事業者のニーズを踏まえ、Webサイト、環境白書、各種刊行物など多様な媒体を活用した環境情報の提供体制を整備します。
 - 徳島県や徳島県地球温暖化防止活動推進センター、関西広域連合等のWebサイトを充実させ、これまでの一般知識情報に加えて、環境アドバイザーやうちエコ診断員等の専門家の紹介や、助成・融資など支援制度に関する情報、カーボン・オフセットに関する商品やクレジットの販売情報等の提供を行います。
- ② 環境コンシェルジュの配置
 - 国の支援制度等を活用し、徳島県地球温暖化防止活動推進センターや高等教育機関内に「環境コンシェルジュ」を配置し、地球温暖化対策に関する照会や相談に対応します。

6-5 調査・研究体制の充実

(1) 現状と課題

- 県内の環境保全に関する研究者・技術者は少なく、各高等教育機関に分散している上に、プロジェクトの推進に当たっては複数領域の研究者の協力が必要となっています。
- 総合的な環境研究の推進を行うコーディネーターやスーパーバイザーの養成を図り環境保全に関する調査研究や技術開発を本県をフィールドとして、蓄積させていく必要があります。
- 産学民官による連携のさらなる強化が求められます。
- 「LEDバレイ構想」によるLED関連企業のさらなる集積の加速化、高機能素材を活用した新技術の開発、食品残渣等の未利用資源の有効利用についての研究が課題となっています。

(2) 取組展開

6-5-1 調査研究の推進

① 調査研究機能の充実

- 保健製薬環境センターの機能強化に向けて、人材の育成を図るとともに外部評価制度の充実など体制の整備を推進します。

② 産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進

重点取組 高等教育機関及び徳島県地球温暖化防止活動推進センターにより、国の支援制度等を積極的に活用し、環境研究や環境・エネルギー技術開発に関する研究、あるいは製品開発に関する共同化を推進します。

- 高等教育機関と徳島県地球温暖化防止活動推進センターの協働による「エコらぼ」システムを活用し、萌芽的な研究を推進します。

③ 国の諸制度を活用した「研究集約地域」の検討

- 国の総合特区や環境未来都市、環境モデル都市等の指定を念頭に置き、先進モデル地区に環境研究・技術開発に関する研究者・技術者を集約していくよう、国、高等教育機関に働きかけます。

④ 環境関連製品等の調査研究の推進

- 「LEDトータルサポート拠点」である工業技術センターの性能評価体制を充実させ、LED応用製品の開発支援を行います。
- リチウムイオン蓄電関連技術の創出などにより、多様な自然エネルギーの導入を推進します。
- 高機能素材の加工技術の研究開発により、省エネ施策を推進します。
- 未利用資源や金属などの有効活用についての研究開発を推進します。

みんなで作る 環境首都

～参加と協働による環境保全への取組～

今日の環境問題は、あらゆる者が加害者でもあり被害者でもあるため、地域社会を構成するすべての主体が連携・協力し、それぞれの責務や役割のもとで環境保全に取り組む必要があります。

人と環境との関わりを理解し、主体的・積極的に環境保全に取り組む人づくりに取り組むとともに、環境保全に向けてあらゆる主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成を促進することにより、参加と協働による環境保全への取組を推進します。

7-1 環境教育・環境学習の充実

(1) 現状と課題

- 本県では、学校教育に関しては、自らの体験を取り入れた実践的な環境学習が行われています。また、社会教育に関しては世代やライフステージに応じた様々な環境学習の機会の提供、各種イベントによる普及啓発で、県民の環境保全意識も向上しています。
- さらに、NGO・NPOなど民間団体の環境学習活動も活発で、環境学習活動の強化が図られています。
- 今後は、自分たちの住んでいる地域を知り、地域の環境のすばらしさや課題を理解し、どのような地域にしたいかを考え、地域の環境保全に取り組めるように、地域との連携をより推進していくことが求められます。

- 学校教育においては、総合的な学習の時間などを活用し、環境教育が行われています。
- 学校教育における環境教育カリキュラムの充実や環境教育指導力の向上が課題となっています。

(2) 取組展開

7-1-1 総合的な環境教育・環境学習の推進

① 環境教育・環境学習の推進

- 環境教育・環境学習の、総合的・体系的な取組を推進します。
- 関係機関との連携を強化するとともに、環境学習や環境活動等に関する支援を進めます。

② 人材の育成及びネットワーク化の推進

重点取組 地域における環境学習等の指導者や地域リーダーの育成、環境アドバイザー等の人材育成やネットワーク化を推進します。

③ 県民の意識啓発の強化

- 環境関連イベントの開催など、普及啓発事業を総合的・体系的に実施します。

7-1-2 学校教育における環境教育の推進

① 環境教育活動の推進

重点取組 「新 学校版環境ISO」の認証取得を進めるとともに、エネルギーに関する教育を充実させ、生命や自然を大切にし、地域の環境を守るために行動できる、郷土を愛するモラルの高い児童生徒を育成します。

- 博物館において、普及教育事業として、学校へ講師を派遣し、出前授業を実施します。
- 県内の学校に対し、森林環境教育の企画・立案・指導ができる「森林づくりリーダー等」の紹介を行います。

② 教員の指導力向上

- 「新 学校版環境ISO」の認証システムや効果的な取組方法等について研修するエコリーダー養成講座を実施します。
- 環境・エネルギーに関する取組の発表及び講演会を行います。

- 教職員に対し、森林の重要性と森林活動に対する理解を深めるための研修講座を開講します。

7-1-3 地域や社会における環境学習の推進

① 環境学習機会の充実

- 学校や民間団体などの関係機関との連携のもとで、子どもを対象にした実践的な環境学習活動を推進します。
- 環境学習講座など、県民を対象にした啓発活動に努めます。
- 環境学習活動を支援するため、環境学習教材などの提供に努めます。
- 佐那河内いきものふれあいの里など自然観察や体験機能をもった環境学習拠点施設の整備及び機能充実に努めます。

重点取組 自然エネルギーで発電事業を行う企業局施設を活用した環境学習機会の提供に努めます。

- 博物館において、普及教育事業として「野外生きものかんさつ」を実施します。

② 多様な主体との連携の強化

重点取組 多様な主体との連携・交流を推進し、幼児から高齢者までそれぞれのライフステージや家庭や学校、企業や地域社会など多様な場における環境学習活動を促進します。

③ 学校における環境学習内容の家庭や地域への波及

- 「新 学校版環境ISO」の認証取得を進めることにより、学校における節電・ごみ分別・リサイクル活動などの取組を地域に広げ、児童・生徒が地域に向いて、環境美化活動や自然観察などの体験活動を積極的に行い、環境学習内容を家庭や地域に波及させていきます。

7-2 自主的な環境保全行動の促進

(1) 現状と課題

- 今日の環境問題の解決には、あらゆる主体がそれぞれの責務と役割に応じて、相互に協力・連携しながら、自主的、積極的に環境の保全に取り組むことが重要です。
- 地球温暖化問題など環境問題の解決には、企業、県民、NPO、高等教育機

関など様々な主体の各々が対策を推進する必要があります。

- 特に資金や人材ネットワークの点で事業や活動の実施が困難な中小企業やNPOに対しては、国の支援制度等の活用や、関係する研究者・技術者の紹介など、プロジェクトの構想段階から支援していく必要があります。
- 各主体のパートナーシップによる環境保全活動として、「とくしま環境県民会議」において各種環境活動が推進されているほか、地域の住民と行政等が協働して河川や道路など公共施設の環境美化活動に取り組むアドプトプログラムが全県的に普及・定着しています。

(2) 取組展開

7-2-1 各主体の自主的な取組の促進

① 県民・事業者による自主的な取組の促進

- 環境の保全・創造への県民共通の行動指針・規範である「環境首都とくしま憲章」のさらなる普及を図ります。

重点取組 環境の保全・創造に関する顕著な功績を称え、県民等による自主的・積極的な環境保全活動等を促進するため、とくしま環境賞などの顕彰制度の充実及び活用を図ります。

② 「とくしま環境県民会議」等のコンソーシアムへの参加

- とくしま環境県民会議やみなみから届ける環づくり会議等の産学民官コンソーシアムに次世代を担う若手研究者・技術者やNPOの参加を求め、事業や企画に従事してもらうことで、環境保全活動に関する知識・スキルの向上を図ります。

③ 「NPO法人環境首都とくしま創造センター」での支援策

- 企業、NPOの環境活動支援を目的に創設された「NPO法人環境首都とくしま創造センター」において、国の施策や支援制度等に係る情報提供や、企画提案講座の開催など、事業や活動の安定化を図るための支援を行います。
- 地球温暖化対策については、併設されている徳島県地球温暖化防止活動推進センターに所属する研究員やスタッフの指導を仰ぎながら、プロジェクトの企画、国の支援制度等の活用、キーパーソンの選定、コンソーシアムの設置、合意形成等に関する支援を行います。

7-2-2 パートナシップによる環境保全活動の促進

① 環境保全活動の推進に関する基盤整備

- とくしま環境県民会議などを中心に県民、事業者、民間団体等の連携体制の充実を図り、協働による主体的な環境活動を促進します。

重点取組 徳島県地球温暖化防止活動推進センターや、高等教育機関の産学官連携組織、とくしま環境県民会議と協働し、事業の企画立案や実践手法に優れた能力を持つスーパーバイザーの育成を図ります。

- 県や徳島県地球温暖化防止活動推進センターのWebサイトを活用し、企業やNPO、市町村、コンソーシアム等に対し、国の施策や支援制度等の情報発信、情報共有を行うとともに、企画提案や計画手法に関する支援を行います。
- 事業者や環境活動実践者により、環境分野からの本県の将来像と取組について話し合う「とくしまのかたち創造会議（仮称）」を設置するなど、情報や課題、立場の違いを共有しながら行動できるしくみづくりを進めます。

② 政策提言能力の強化

- 国や四国環境パートナーシップオフィス(四国EPO)と連携し、企業やNPOの環境政策に関する政策提言能力を高めるための取組を展開します。

7-3 新たな仕組みづくりによる参加と協働の推進

(1) 現状と課題

- 地球温暖化対策をはじめとした現在の環境課題への対応については、産学民官の各主体が取り組むだけでは困難なものが多く、これらが連携して事業や活動の推進を図っていくことが必要な場合があります。
- 産学民官の協働活動を実際に推進していくに当たっては、専門的知識、企画提案力に合意形成能力を兼ね備えたスーパーバイザーが不可欠であり、若い研究者・技術や行政・NPO職員の中から、次世代を担うリーダーを時間を掛けて養成していく必要があります。
- 近年の国等の施策や支援制度においては、産学官、あるいは、産学民官の連携したコンソーシアムでの取組を行うことが求められています。

(2) 取組展開

7-3-1 産学民官連携の新たな仕組みづくり

① 事業運営の中軸となるスーパーバイザーの育成

- 徳島県地球温暖化防止活動推進センターや、高等教育機関の産学官連携組織、とくしま環境県民会議と協働し、事業の企画立案や実践手法に優れた能力を持つスーパーバイザーの育成を図ります。(再掲)

重点取組 産学民官の協働組織である「とくしま環境県民会議」や「みなみから届ける環づくり会議」等から、経験と実績のある研究者や企業社員・NPO職員等を派遣し、スーパーバイザーの育成に係る支援を行います。

② コンソーシアムの設立・運営やプロジェクトの推進に関する支援

- 地球温暖化対策においては、徳島県地球温暖化防止活動推進センターや高等教育機関の産学官連携組織と連携し、地球温暖化対策に関するコンソーシアムの設置等の支援を行います。

7-3-2 地域アイデアの活用による環境保全の推進

① 企画提案型事業の創出

重点取組 地球温暖化対策の推進や低炭素社会の構築について、市町村や地域団体、企業、NPO、高等教育機関からの企画提案を募る「企画提案型事業」を創出します。

② 経済的インセンティブを伴う企業・県民提案やコンテストの実施

- 関西広域連合「関西エコポイント事業」の活用や学校50/50事業など、企業や県民にとって魅力的な経済的インセンティブを提示することにより、より広い層に環境保全に関する企画提案やコンテストを積極的に展開します。

第4章

計画の推進と 点検・評価

1 計画推進の基本方針

本計画を円滑かつ効果的に推進していくため、県は、県内の環境の状況や環境政策の動向を的確に把握するとともに、次の点に留意し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進していきます。

○あらゆる施策・行動への環境配慮の織り込み

県のあらゆる施策や行動に環境への配慮を十分に織り込み、県自らはもとより、県民、事業者、市町村などあらゆる主体の環境の保全及び創造に資する行動を促進すること。

○最適な組み合わせによる多様な環境施策の活用

環境保全の目的に応じて、環境教育・環境学習、情報提供などの自主的な取組を促すための施策や規制的・経済的手法の活用など、多様な政策を最適な組み合わせにより効果的に推進すること。

○各種計画との調和の確保

県の他の計画において環境の保全及び創造に関する事項を定める場合には、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう相互の連携を図るなど、環境の保全・創造に関する調和を確保すること。

○各主体とのパートナーシップの形成

計画の効果的な推進のため、県民や民間団体、事業者、市町村など各主体との連携や協力、調整に努め、良好なパートナーシップを形成すること。

○総合的な観点からの取組の推進

計画に掲げられた将来の環境像を実現するためには社会経済システムそのものを見直す必要があることから、環境、経済、社会の3つの側面に配慮して総合的に取組を推進すること。

2 各主体の役割

本計画を円滑かつ効果的に推進していくためには、あらゆる主体の自覚と取組が必要であることから、県民、民間団体、事業者、市町村などがそれぞれの役割に応じて取組を行うことが望まれます。

○県民の役割

県民は、身近な環境から地球全体の環境まで関わりがあることを十分に理解し、環境への負荷の少ないライフスタイルへの変革に向けて、自らが積極的に取り組むことが必要です。また、参加と協働の観点から、地域における環境活動への参加や県・市町村等が行う環境施策への協力などが望まれます。

○民間団体の役割

民間団体は、地域における環境活動など公益的な視点に立った自主的な取組に加えて、行政区域にとらわれない広域的な環境活動や様々な主体のパートナーシップの形成を促進する上で、より重要な役割を担うことが期待されます。

○事業者の役割

事業者は、社会的責任や地域社会の構成員としての役割を自覚し、自らの事業活動において、環境負荷の低減や環境保全上の支障の未然防止に努めるとともに、循環型社会の形成や地球温暖化の防止に資する社会基盤の構築に大きな役割を果たすことが期待されます。

また、県民や県・市町村との連携を深め、地域の環境活動に積極的に参加・協力するなど、地域社会に貢献していくことが望まれます。

○市町村の役割

市町村は、本計画の基本的な方向に沿って、地域特性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に展開していくとともに、自らの事業活動における環境負荷の低減に率先して取り組むことが望まれます。

また、他市町村との連携を深めるなど、広域的な視点に立った取組や、住民・事業者等への適切な啓発や指導、支援などを行うことが期待されます。

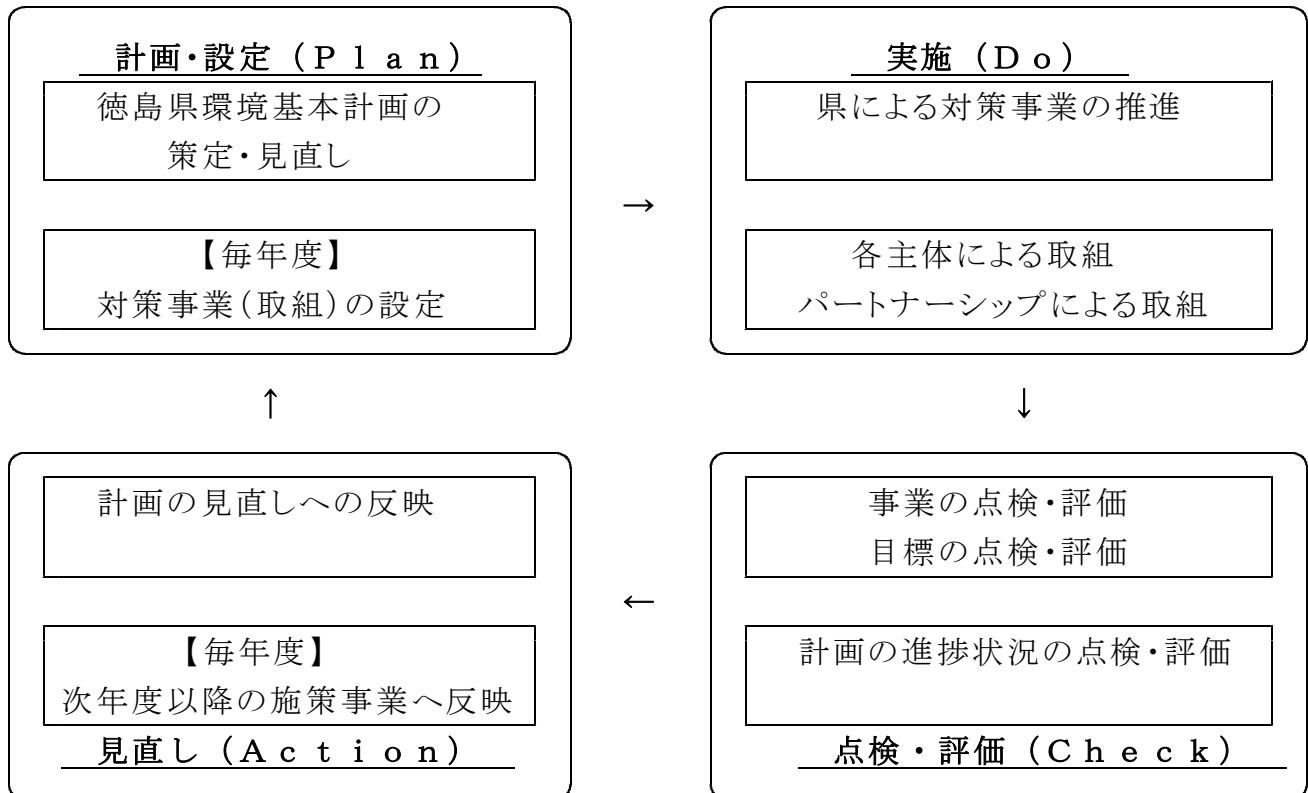
3 計画の点検・評価

本計画の効果的な推進のため、計画に基づく主要な環境施策の実施状況や目標の達成状況などを把握することにより、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の確実な推進を図ります。

計画の進行管理には、環境マネジメントの手法であるP D C Aサイクルの考え方を取り入れ、環境保全に向けた取組の設定（P l a n）→取組の実施（D o）→取組の実施状況や環境状況の把握及び点検・評価（C h e c k）→取組の見直し（A c t i o n）といった一連の流れによって、計画の推進状況を適切に点検・評価することとします。

また、点検・評価に当たっては、「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」など既存の評価制度などの仕組みを活用しながら、計画の長期的目標や環境施策の各レベルに応じた目標や指標を用いるとともに、各分野別計画で設定した「数値目標」等を取りまとめることにより、それぞれの関連性を踏まえた総合的な点検・評価を行うよう努めます。

<計画の点検・評価のフロー>



4 計画の進行管理体制

本計画の推進に当たっては、知事を本部長とする部局横断組織である「徳島県環境対策推進本部」を中心とする体制のもとで、県が実施する環境の保全・創造に関する各種施策や事業の調整を図るとともに、計画の定期的な点検・評価を行います。

また、計画の点検・評価の結果については、徳島県環境審議会に報告し、必要な意見や提言を受けるとともに、徳島県環境白書や県ホームページ等により計画の推進状況に関する情報を提供し、県民等への計画の浸透や意見・提言を行う機会の創出に努めます。

